

自 令和7年12月 8日  
至 令和7年12月12日

令和7年第4回平内町議会定例会  
会 議 録

平内町議会事務局



令和7年第4回平内町議会定例会会議録 目次

1、招集告示	5
1、会期日程表	
1、議事日程表（第1号）	
1、議事日程表（第2号）	
1、議事日程表（第3号）	
1、議事日程表（第4号）	
1、町長提出議案	12
1、報 告	
1、委員会審査報告書	
<b>第1号（12月8日 月曜日）</b>	15
1、本日の会議に付した事件	
1、出席議員及び欠席議員	
1、法121条による出席者	
1、出席事務局職員	
1、開 会・開 議	
1、諸 報 告	
1、会議録署名議員の指名	
1、会期の決定	
1、提出議案一括上程 提案理由説明（町長 船橋茂久君）	
1、散 会	
<b>第2号（12月9日 火曜日）</b>	21
1、本日の会議に付した事件	
1、出席議員及び欠席議員	
1、法121条による出席者	
1、出席事務局職員	
1、開 議	
1、一 般 質 問	
◎ 田中 大君	
答 弁（町長 船橋茂久君）	
◎ 荒内 護君	
答 弁（町長 船橋茂久君）	
（教育長 渡辺伸一）	
◎ 内海 伸君	
答 弁（町長 船橋茂久君）	
（農政課長・農業委員会事務局長 垂井智也君）	
◎ 船橋侑雅君	
答 弁（町長 船橋茂久君）	
（福祉介護課長 竹達暁教君）	

◎ 田中茂勝君

答 弁 (町長 船橋茂久君)

(総務課長・選挙管理委員会事務局長 田中正美君)

第3号(12月10日 水曜日) ..... 41

1、本日の会議に付した事件

1、出席議員及び欠席議員

1、法121条による出席者

1、出席事務局職員

1、開 議

1、一 般 質 問

◎ 田中光弘君

答 弁 (町長 船橋茂久君)

(農政課長・農業委員会事務局長 垂井智也君)

(町民課長 千代谷文徳君)

(総務課長・選挙管理委員会事務局長 田中正美君)

◎ 太田満則君

答 弁 (町長 船橋茂久君)

(農政課長・農業委員会事務局長 垂井智也君)

◎ 亀田弘徳君

答 弁 (町長 船橋茂久君)

(健康増進課長 大水 要君)

(教育長 渡辺伸一)

1、質 疑 ..... 65

1、議 案 付 託

1、休 会 提 議

1、散 会

第4号(12月12日 金曜日) ..... 67

1、本日の会議に付した事件

1、出席議員及び欠席議員

1、法121条による出席者

1、出席事務局職員

1、開 議

1、総務福祉常任委員会報告

1、経済文教常任委員会報告

1、表 決 ..... 69

報告第23号 ..... 承認

議案第67号 議案第68号 議案第69号

議案第70号 議案第71号 議案第72号

議案第80号 議案第81号 ..... 原案可決

1、表 決 ..... 69

議案第73号 ..... 原案可決

1、表 決	.....	70
議案第74号	原案可決	
1、表 決	.....	70
議案第75号	原案可決	
1、表 決	.....	70
議案第76号	原案可決	
1、表 決	.....	71
議案第77号	原案可決	
1、表 決	.....	71
議案第78号	原案可決	
1、表 決	.....	71
議案第79号	原案可決	
1、表 決	.....	72
議案第82号	原案可決	
1、表 決	.....	72
議案第83号	原案可決	
1、町長挨拶(町長 船橋茂久君)		
1、閉 会		



[参考登載]

平内町告示第75号

令和7年第4回平内町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和7年12月3日

平内町長 船橋茂久

記

1. 日 時 令和7年12月8日(月) 午前10時
2. 場 所 平内町議会議場

## 令和7年第4回平内町議会定例会 会期日程表

令和7年12月8日招集

月 日	開議時刻	件 名
12月8日 (月)	午前10時	<p>本会議</p> <p>開 会 ・ 開 議</p> <p>第 1 会議録署名議員の指名</p> <p>第 2 会期の決定</p> <p>第 3 議案一括上程 (提案理由及び議案概要説明)</p> <p>散 会</p>
12月9日 (火)	午前10時	<p>本会議</p> <p>開 議</p> <p>第 1 一 般 質 問</p> <p>散 会</p>
12月10日 (水)	午前10時	<p>本会議</p> <p>開 議</p> <p>第 1 一 般 質 問</p> <p>第 2 質 疑</p> <p>第 3 議 案 付 託</p> <p>散 会</p>

月 日	開議時刻	件 名
12月11日 (木)	午前9時30分	休 会 (各常任委員会)
12月12日 (金)	午前10時	<p>本会議</p> <p>開 議</p> <p>第 1 総務福祉・経済文教常任委員会報告</p> <p>第 2 議案第 73 号</p> <p>第 3 議案第 74 号</p> <p>第 4 議案第 75 号</p> <p>第 5 議案第 76 号</p> <p>第 6 議案第 77 号</p> <p>第 7 議案第 78 号</p> <p>第 8 議案第 79 号</p> <p>第 9 議案第 82 号</p> <p>第10 議案第 83 号</p> <p>(町 長 挨 拶)</p> <p>閉 会</p>

## 令和7年第4回平内町議会定例会

### 12月8日議事日程表（第1号）

開議時刻 午前10時

開 会 ・ 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

散 会

## 令和7年第4回平内町議会定例会

### 12月9日議事日程表（第2号）

開議時刻 午前10時

開 議

日程第1 一 般 質 問

散 会

令和7年第4回平内町議会定例会

12月10日議事日程表（第3号）

開議時刻 午前10時

開 議

日程第1 一 般 質 問

日程第2 質 疑

日程第3 議 案 付 託

散 会

# 令和7年第4回平内町議会定例会

## 12月12日議事日程表（第4号）

開議時刻 午前10時

### 開 議

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第 1 | 総務福祉・経済文教常任委員会報告  |
| 日程第 2 | 議案第 73号 平内町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案                    |
| 日程第 3 | 議案第 74号 平内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案                     |
| 日程第 4 | 議案第 75号 平内町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例案                         |
| 日程第 5 | 議案第 76号 平内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案                       |
| 日程第 6 | 議案第 77号 平内町教育委員会教育長の給料等及びその支給方法条例の一部を改正する条例案                |
| 日程第 7 | 議案第 78号 平内町病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例案                      |
| 日程第 8 | 議案第 79号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案                           |
| 日程第 9 | 議案第 82号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について |

日程第 10 議案第 83 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方  
公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職  
手当組合同規約の変更について

(町長挨拶)

閉 会

## 令和7年第4回平内町議会定例会会議録

---

令和7年12月8日 開 会

令和7年12月12日 閉 会

---

### 1、町長提出議案件名

- 報告第23号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和7年度平内町一般会計補正予算〕
- 議案第67号 令和7年度平内町一般会計補正予算案
- 議案第68号 令和7年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案
- 議案第69号 令和7年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案
- 議案第70号 令和7年度平内町水道事業会計補正予算案
- 議案第71号 令和7年度平内町下水道事業会計補正予算案
- 議案第72号 令和7年度平内町介護保険特別会計補正予算案
- 議案第73号 平内町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案
- 議案第74号 平内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案
- 議案第75号 平内町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例案
- 議案第76号 平内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第77号 平内町教育委員会教育長の給料等及びその支給方法条例の一部を改正する条例案
- 議案第78号 平内町病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第79号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第80号 新たに生じた土地の確認について
- 議案第81号 新たに生じた土地の字名について
- 議案第82号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 議案第83号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更について

### 2、報 告

町政経過報告

例月出納検査結果報告書

令和7年12月12日

平内町議会議長 船橋健人 殿

総務福祉常任委員長 田中茂勝

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
議案第67号	令和7年度平内町一般会計補正予算案(所管部分)	原案どおり可決すべきもの	処置妥当
議案第68号	令和7年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第72号	令和7年度平内町介護保険特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第80号	新たに生じた土地の確認について	上記同じ	上記同じ
議案第81号	新たに生じた土地の字名について	上記同じ	上記同じ

令和7年12月12日

平内町議会議長 船橋健人 殿

経済文教常任委員長 亀田弘徳

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
報告第23号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和7年度平内町一般会計補正予算〕	原案どおり承認すべきもの	処置妥当
議案第67号	令和7年度平内町一般会計補正予算案（所管部分）	原案どおり可決すべきもの	上記同じ
議案第69号	令和7年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第70号	令和7年度平内町水道事業会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第71号	令和7年度平内町下水道事業会計補正予算案	上記同じ	上記同じ

本日の会議に付した事件

- 日程第1、会議録署名議員の指名
- 日程第2、会期の決定
- 日程第3、議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

出席議員 12名

議長 船橋 健人君	副議長 木村 良一君	1番 船橋 侑雅君
2番 荒内 護君	3番 内海 伸君	4番 田中 大君
5番 亀田 弘徳君	6番 田中 茂勝君	7番 太田 満則君
8番 倉内 清一君	9番 畑井 勝廣君	10番 田中 光弘君

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者職氏名

町 長 船橋 茂久君	副町長 山田 光昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 田中 正美君	総務課指導監 金津 良紀君
企画政策課長 塩越 信子君	税務課長 柴田 正一君
町民課長 千代谷 文徳君	福祉介護課長 竹達 暁教君
福祉介護課指導監 須藤 昌毅君	健康増進課長 大水 要君
健康増進課指導監 森山 実希君	農政課長・農業委員会事務局長 垂井 智也君
水産商工観光課長 畑井 幸治君	地域整備課長 三津谷 博君
地域整備課上下水道管理室長 近藤 吏君	会計管理者 工藤 英仁君
平内中央病院事務局長 小形 正樹君	平内消防署長 川村 徳仁君
教育長 渡辺 伸一君	学校教育課長 須藤 鉄博君
生涯学習課長 小林 正人君	

事務局出席者職氏名

議会事務局長 船橋 寿	事務局副指導監 石岡 むつき
-------------	----------------

振鈴（午前10時00分 開会）

議長（船橋健人君）皆さん、おはようございます。

会議に入る前にお願いがあります。携帯、スマートフォンをお持ちの方は音の出ないように御配慮お願いいたします。

ただいまから、令和7年第4回平内町議会定例会を開会します。

出席議員が12人でありますので、会議は成立します。

ただちに、本日の会議を開きます。会議は、議事日程表第1号により進めます。

日程に先立ち、町民憲章を朗読します。事務局長に音頭を取らせますので、全文を続けて朗読願

います。全員御起立願います。

(町民憲章を朗読)

**議長(船橋健人君)** 御着席願います。

次に、諸報告を行います。議長報告を事務局長に朗読させます。

**事務局長(船橋 寿)** それでは、議長報告を朗読いたします。

今定例会に町長より提出されました案件は、「報告第23号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和7年度平内町一般会計補正予算〕」、「議案第67号 令和7年度平内町一般会計補正予算案」、「議案第68号 令和7年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」、「議案第69号 令和7年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案」、「議案第70号 令和7年度平内町水道事業会計補正予算案」、「議案第71号 令和7年度平内町下水道事業会計補正予算案」、「議案第72号 令和7年度平内町介護保険特別会計補正予算案」、「議案第73号 平内町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案」、「議案第74号 平内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案」、「議案第75号 平内町議会議員の期末手当 支給条例の一部を改正する条例案」、「議案第76号 平内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」、「議案第77号 平内町教育委員会教育長の給料等及びその支給方法条例の一部を改正する条例案」、「議案第78号 平内町病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する 条例案」、「議案第79号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」、「議案第80号 新たに生じた土地の確認について」、「議案第81号 新たに生じた土地の字名について」、「議案第82号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について」、「議案第83号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について」、以上18件であります。

次に、報告関係では、町長より、「町政経過報告」がありましたので、各位に配布しております。

また、平内町監査委員からは、「例月出納検査結果報告書」が提出されましたので、各位に配布しております。

次に、参考資料として、「臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情」1件を各位に配布しております。

また、説明員については、町長、教育委員会 教育長等に対し、出席要求したところ、出席通知のありました者の、職・氏名及び職務のために出席した者の、職・氏名については、お手元にお配りしておりますので、御了承願います。

以上で、議長報告の朗読を 終わります。

**議長(船橋健人君)** 以上で諸報告を終わります。

これより日程に入ります。

---

◇

### 日程第1、会議録署名議員の指名

**議長(船橋健人君)** 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、田中 大君、5番、亀田弘徳君を指名します。

## 日程第2、会期の決定

議長（船橋健人君）日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から12月12日までの5日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月12日までの5日間とすることに決定しました。会期日程表は、お手元に配布のとおりであります。



## 日程第3、議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

議長（船橋健人君）日程第3、「報告第23号」及び「議案第67号」から「議案第83号」までの以上18件を一括して上程します。町長の提案説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、町長。

町長（船橋茂久君）おはようございます。

本日ここに、令和7年第4回平内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、先般、高市早苗総理率いる新内閣が発足いたしました。新内閣は物価高騰への対応や地域経済対策支援、エネルギー政策の安定化など、地方自治体の運営にも影響を及ぼす重要な政策を重点課題として掲げております。これにより地方自治体は国の施策と連動しつつ、地域の実情に即した対応を求められることとなります。

こうした国政の動きを踏まえ、当町におきましても、町民生活の安定確保と未来の基盤を築くため、政策の一つひとつを着実に前に進めて参りたいと考えております。

それでは、本年の当町における水稻状況について御説明いたします。

今夏は統計開始以降、最も気温が高く高温・渇水による米の品質低下が懸念されましたが、10月末時点における1等米比率は青森農協によりますと95パーセントで昨年と比べ2ポイントほど下回りましたが、概ね平年並みとなり安堵しているところであります。

米の品質における、もう一つの懸念材料であります斑点米カメムシ類の影響につきましては大幅な品質低下は見られなかったことから、生産者それぞれの創意工夫による圃場管理や航空防除事業の実施による成果が一定程度あったものと考えております。

併せて米の価格につきましては、町の主力品種であります「まっしぐら」の概算金が3万円と過去最高額となったことから、農業者の生産意欲向上や安定した農業経営に繋がるものと考えております。

しかし、長引く米価の高騰から一部では消費者の米離れを懸念している声も聞かれるところであり、今後も国の農業政策に注視しながら引き続き関係機関との連携を強化し、農業振興に万全を期して参りたいと考えております。

一方、陸奥湾のホタテガイ養殖業は記録的猛暑による高水温の被害やマダイの食害の影響で生産量が大幅に減産となる見通しで、生産者はじめ水産加工会社を含めた青森県のホタテ産業は危機的状況であり、生産量の回復が急務であります。

本年度は10月末の販売実績で数量は6千トンほど、金額は2億3千万円ほどとなり、昨年と比較して、数量は45パーセント、金額につきましては11パーセントの減と伺っております。

稚貝については、ラーバが順調に付着したものの、今年も海水温が高く推移したことから、これ

までに経験したことの無い大量への死が確認され、来年以降のホタテガイ養殖に大きな影響を及ぼすものと懸念しております。

町の基幹産業である「ホタテガイ養殖」を持続可能な産業としていくためには、まずは親貝づくりが最重要と考えておりますので、生産者、企業、漁業協同組合と一体となって回復に向けて取り組んで参ります。

さて、今定例会には、本年度の各会計補正予算案及び条例の改正案等、合わせて18件を提出しておりますので、その概要について御説明申し上げ、議案審議の御参考に供したいと存じます。

まず、「報告第23号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和7年度平内町一般会計補正予算〕」であります。学校給食センターの受水槽ポンプに不具合が生じ、完全に停止する前に修繕するために、早急に予算措置を講ずる必要が生じたことから、地方自治法の規定により、歳入歳出同額の199万1千円の増額を専決処分したものであります。その結果、予算の総額は歳入歳出ともに81億8,344万9千円になりました。所要歳出の財源は、財政調整基金繰入金を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第67号 令和7年度平内町一般会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに1億8,620万3千円を増額し、補正後の予算総額は、歳入歳出ともに83億6,965万2千円となったものであります。

補正の主なものとして、歳出では、町有財産管理費、自立支援給付費、障害児施設措置費、予防接種事業費、じん芥処理費、夜越山施設管理事業費を増額計上いたしました。

これら歳出に対する財源として、歳出に関連したそれぞれの収入見込額を計上したほか、人事異動及び給与改定に伴う歳出を調整し、なお不足する一般財源には地方交付税及び財政調整基金繰入金を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第68号 令和7年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに95万8千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに19億107万円といたしました。

補正の内容について歳出では、総務費及び諸支出金を増額いたしました。歳入では繰入金及び諸収入を増額して、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第69号 令和7年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案」であります。収益的収入及び支出のうち、収入では、医業外収益を3,299万8千円増額し、病院事業収益を15億3,512万5千円といたしました。一方、支出につきましては、医業費用のうち給与費を3,299万8千円増額し、病院事業費用を16億2,084万2千円といたしました。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入では企業債を170万円、支出では建設改良費を170万円それぞれ増額し、収入支出ともに3億4,002万2千円の同額といたしました。

次に、「議案第70号 令和7年度平内町水道事業会計補正予算案」であります。今回の補正は、収益的収入及び支出のうち、支出では総係費を188万6千円減額し、収益的支出総額を2億8,049万4千円といたしました。

次に、「議案第71号 令和7年度平内町下水道事業会計補正予算案」であります。今回の補正は、収益的収入及び支出のうち、収入では他会計補助金を157万3千円増額、支出では総係費を157万3千円増額し、収益的収入及び支出総額を4億7,132万8千円といたしました。

次に、「議案第72号 令和7年度平内町介護保険特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに1,620万5千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに15億

9, 399万3千円といたしました。

補正の内容について歳出では、総務費及び地域支援事業費を増額、基金積立金を減額いたしました。歳入では、国庫支出金、県支出金、繰入金及び諸収入を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第73号 平内町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案」ですが、児童福祉法の一部改正に伴い「乳児等通園支援事業」が創設されたことから、同法第34条の16の規定に基づき、当該事業の設備及び運営の基準について、新たに条例を制定するものであります。

次に、「議案第74号 平内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案」ですが、これまで当町では、内閣府令で定める基準の条文をそのまま条例に規定しておりましたが、国の基準が改正された際には、条例も同様に改正する必要性が生じておりました。近年、国の基準が頻繁かつ大規模に改正されており、職員の事務負担が増加し、改正漏れ等が生じる恐れがあることから、国の基準の全体を引用して条例の基準とする方式への改正を行うため提案するものであります。

次に、「議案第75号 平内町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例案」、「議案第76号 平内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」、「議案第77号 平内町教育委員会教育長の給料等及びその支給方法条例の一部を改正する条例案」、「議案第78号 平内町病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例案」及び「議案第79号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」ですが、これら5件につきましては、関連がありますので一括で御説明申し上げます。いずれも、去る10月6日の青森県人事委員会勧告を踏まえ、議会議員、特別職、教育長、病院事業管理者においては、期末手当の支給率の改定、職員においては、月例給並びに勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の改定を行うため提案するものであります。

次に、「議案第80号 新たに生じた土地の確認について」及び「議案第81号 新たに生じた土地の字名について」ですが、これら2件につきましても、関連がありますので一括で御説明申し上げます。いずれも間木地区の船揚場改良整備事業にかかわるもので公有水面の埋立工事が完了したことから、土地を確認し、併せてこの土地を現況に照らして隣接する字に編入するため議会の議決を得たく提案するものであります。

次に、「議案第82号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について」及び「議案第83号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について」ですが、これら2件につきましても、関連がありますので一括で御説明申し上げます。各組合の構成団体であります黒石地区清掃施設組合が令和8年3月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更、また、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により協議する必要性が生じたことから提案するものであります。

以上、提出議案の概要について御説明いたしました。議事の進行に伴い、御質問に応じ、更に詳しく御説明申し上げますので、何卒慎重御審議のうえ原案どおり御承認、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。



議長（船橋健人君）以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日は、午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。どうも御苦勞様でした。

（午前10時21分 散 会）

## 本日の会議に付した事件

日程第1、一般質問

## 出席議員 12名

議長 船橋健人君	副議長 木村良一君	1番 船橋侑雅君
2番 荒内護君	3番 内海伸君	4番 田中大君
5番 亀田弘徳君	6番 田中茂勝君	7番 太田満則君
8番 倉内清一君	9番 畑井勝廣君	10番 田中光弘君

## 欠席議員 なし

## 地方自治法第121条による出席者職氏名

町長 船橋茂久君	副町長 山田光昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 田中正美君	総務課指導監 金津良紀君
企画政策課長 塩越信子君	税務課長 柴田正一君
町民課長 千代谷文徳君	福祉介護課長 竹達暁教君
福祉介護課指導監 須藤昌毅君	健康増進課長 大水要君
健康増進課指導監 森山実希君	農政課長・農業委員会事務局長 垂井智也君
水産商工観光課長 畑井幸治君	地域整備課長 三津谷博君
地域整備課上下水道管理室長 近藤吏君	会計管理者 工藤英仁君
平内中央病院事務局長 小形正樹君	平内消防署長 川村徳仁君
教育長 渡辺伸一君	学校教育課長 須藤鉄博君
生涯学習課長 小林正人君	

## 事務局出席者職氏名

議会事務局長 船橋 寿	事務局副指導監 石岡 むつき
-------------	----------------

振鈴（午前10時00分 開会）

議長（船橋健人君）皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、私のほうから、昨夜、皆さんももう既に御承知のとおり、11時15分に、大変大きな地震がございました。マグニチュード7.5、震度、八戸では6強、我が平内町では5弱、こういう大きな地震に見舞われました。幸いにも報道機関の報告によりますと、県内、けが人、軽傷の人が4人ほどあったと、そういう報告がありました。

また、今後、いろんな調査、報告が出て、この数字が変わると思いますけども、他市町村、あるいは隣県の方々の人的被害、あるいは物的被害が最小限でありますようお願いしております。

ただ、NHKの放送では、今後1週間程度今以上の大きな地震が来るような話もございます。

そういうことで最大限、今回の昨夜の経験を生かしながら、被害のないよう、あるいは人的被害のないよう努めていただきたいと、そのように思っております。

それでは、昨夜の地震の件について、町のほうから何かありましたら。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（田中正美君）皆さん、おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、私から昨日の地震による現在の被害状況について御報告をいたします。

まず、昨日の地震発生後、12月9日午前0時に、災害情報連絡室を町長、副町長、私、防災管理係、立合いの下設置いたしました。

この時点で津波の注意報等が発令されていないということから、避難指示及び避難所の開設をしないことを決定しております。

この時間帯には既に地域整備課及び農政課がパトロールに行っておりました。

続いて、被害状況ですが、本日9時半現在です。民間からの被害状況は確認されておりません。

公共施設関係では、町立体育館の壁にひび割れがあり、開発センター大集会室のスポットライトダクトが落ちそうだという状況でございます。そのほか内童子処理場のブロワーが停止しているということでございます。図書館、天井の金具の落下がありました。そのほか役場、ひび割れ多数ということでございますが、特に大きな被害はないと現在は考えております。

被害のパトロール状況につきましては、消防署が地震発生直後、巡回いたしまして異常なしと、朝6時にも巡回いたしまして、そのときも異常はなしということでございます。

その他、地域整備課と農政課につきましても、地震発生後、巡回いたしまして異常なし、再度、今現在、再度パトロールをしている最中でございます。

以上が現在の状況でございますが、これからも情報収集に努めてまいります。

また、今後も余震が続くことが予想されますので、町民の生命、財産を守るため、最善を尽くしていきたいと考えております。

報告は以上です。

**議長（船橋健人君）** なお、今の会議中に地震等がありましたら、休憩し、避難する、そういうことを皆さんにお伝えしておきます。

なお、その後は状況を見ながら会議を再開するかどうかということを見定めたいと、このように思います。

それでは、携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は音の出ないように御配慮願います。

それでは、ただいまから、本日の会議を開きます。

出席議員が12人でありますので、会議は成立します。

本日の会議は、議事日程表第2号により進めます。



## 日程第1、一般質問

**議長（船橋健人君）** 日程第1、一般質問を行います。

それでは、通告に基づき、4番、田中 大君の登壇を許します。（「議長、4番」の声あり）はい、4番、田中 大君。（「はい」の声あり）

**4番（田中 大君）** 皆さん、おはようございます。

まずは、昨夜の地震で被害に遭われた皆様にお見舞い申し上げます。

世界各国で地政学的な緊張が高まり、エネルギーや食料の供給、物流の安定性が揺らぎ、地方自治体の財政や住民生活にも影響を及ぼしております。

人口の減少局面にある我が国においては、こうした外部環境の変動が生活物資の価格上昇やエネルギーコストの増大という形で、より直接的に地域社会の負担として表れる傾向にあります。

国内では円安と物価高が長期化し、家計の負担感は依然として大きい状況であり、特に地方においては所得水準や労働構造の特性から、その影響が顕著に出やすく、日々の暮らしの安心をどう確保していくかが行政に問われています。

こうした国内外の環境変化、最終的には地域の暮らしにどう影響するのか。そして、私たちがどのような政策判断と備えを行っていくべきなのか。地方議会に身を置く者として日々強く問われていると感じております。

それでは質問に入ります。

住宅裏等の危険木対策について、本年第1回定例会におきまして、私は、町道沿いの支障木の安全対策について質問いたしました。その後、多くの町民の皆様から、同様のあるいはさらに深刻な、意見や御相談をいただき、この問題に対する町民の皆様の関心がいかに高いものであるかを改めて痛感いたしました。

御承知のとおり、平内町は地形的に急傾斜地や段丘の際に住宅が近接して建っている地区が数多く存在いたします。長年にわたり人々の暮らしを見守ってきた樹木も時を経て成長し、その枝や幹が建物に接近し、強風や豪雪によっていつ倒壊、折損するかと不安の声を寄せる方が少なくありません。実際に倒木や枝の落下が一たび発生すれば、屋根や外壁、窓ガラスの破損といった直接的な被害にとどまりません。屋根の損壊箇所から雨水が浸入し、天井や壁が腐朽し、家屋の構造そのものの劣化を引き起こすおそれがございます。これを放置すれば、室内の湿度が上がり、カビや結露が発生し、ひいては御家族の健康を損なう事態にも発展しかねません。さらには多額の修繕費用の負担、そして何より大切な資産価値の低下にも直結いたします。

こうした深刻な被害を未然に防ぎ、町民の平穏な生活を守るためには、危険な状況にある樹木を早期に把握し、適切に管理していくことが喫緊の課題であります。もちろん行政においても対策が講じられていないわけではございません。しかし、そこには制度的な隙間と現実的な困難が存在いたします。

第1に、県の急傾斜地崩壊危険区域は、傾斜度が30度以上、高さが5メートル以上など、厳格な要件を満たす場所に限られております。これにより、町内に多く存在する比較的緩やかな傾斜地や、宅地周辺の林地の多くが、その指定の対象外となっております。

つまり、県の事業や工事による支援が及ばない区域が町民の生活圏に多く存在しているという実態がございます。

第2に、そうした場所で木の倒壊が懸念される場合、その管理は基本的には土地所有者が自己の責任において行うことが原理原則であります。しかし現実はどうでしょうか。所有者が遠方に居住されている、あるいは相続登記が未了であり、現在の所有者が誰なのか判然としない。こうしたケースが非常に多く、町民は、誰に伐採を要請すればよいのかさえ分からないまま不安な日々を過ごしておられます。法務局で登記簿を取得すれば所有者を確認できますが、その手続は一般の方にとって煩雑であり、特に相続登記がなされていない場合は、法定相続人の調査も困難を極め、事実上危険木の処理が進まないという閉塞状況が生まれております。

昨今、民法が改正され、越境している枝木については、再三の要求にもかかわらず相手方が伐採しない場合、自己の判断で切除できるようになりました。しかしながら、伐採費用は自ら負担せねばならず、また、近隣であるがゆえの所有者との関係悪化を懸念し、権利の行使に踏み切れないという切実な声も私の元には届いております。

以前、町道沿いの支障木について質問した際、町からは、町道などに越境して通行に支障がある枝は、所有者を確認の上、切除をお願いしている。所有者が対応できない特段の事情がある場合は、所有者の許可を得て町で切除しているとの御答弁をいただきました。これは道路管理者としての当然の責務であり、適切な御対応と理解しております。

しかし、今回取り上げておりますのは、道路に面していない傾斜地や民有地に関する問題であります。町が個人の所有地にある危険木、全てに対し、公費を投じて直接伐採を行うことは、財政負担やほかの町民との公平性の観点から、極めて困難であることは私も重々承知しております。町に無

理な財政支出を求めるものではございません。問題の核心はそこではございません。

多くの町民が直面している最大の困難は、危険を感じているが、どこに相談すればよいのか分からないという1点に尽きます。これは役場のどの部署の問題なのか。県の管轄なのか。町の問題なのかさえ判断できない。この分からなさこそが、町民を不安に陥れ、対策の第一歩を阻んでいるのであります。

危険木であるか否かの判断には、幹の内部の腐朽、傾き、地盤の状態など、専門的な知見が必要です。こうした判断には、樹木医や林業の専門家の助言が有効であることは論を待ちません。

そこで私は、町民の安全安心な未来のために、以下の点を強く訴えるものであります。

第1に、町民がまず最初にアクセスできる相談窓口を明確に設置することです。その窓口は、まず相談内容を丁寧に傾聴し、どのような対応が可能か、どの機関に連携すべきかを的確に案内する体制を整えるべきです。必要に応じ、県土整備事務所、法務局、あるいは林野庁など、関係機関への切実な橋渡しを行う行政のコーディネーターとしての役割を期待いたします。

第2に、その相談窓口を町民に広く周知徹底することです。広報ひらいた、町公式ホームページ、そして、多くの町民が利用する公式LINEなどに、危険木に対する相談窓口はこちらと明示し、電話番号、受付時間、相談後の大まかな流れを分かりやすく掲載していただきたい。何かあったら、まずあそこに電話すればいい。その安心感が問題の早期発見と対応につながるものと確信いたします。

第3に、相談体制の確立と併せ、寄せられた情報を集約し、活用する仕組みを検討することです。相談を受けた際、専門家の助言も得ながら、危険度の高い樹木や場所についての情報を整理し、データベース化する。そしてその情報を消防や防災関係機関と共有する。この仕組みは平時における危険箇所への把握はもとより、万が一、災害時に倒木が発生した場合の迅速な対応にもつながり、防災減災の観点からも極めて有効な取組となると考えます。

改めて申し上げますが、私の訴えは、町が直接伐採を行うことを短絡的に求めるものでは断じてございません。町民がどこに相談したらよいか分からないという現状を改善し、町民が自ら行動を起こそうとする際の第一歩を行政が情報提供と相談体制の整備によって力強く支援していただきたいということであり、町民の安全な生活環境を守るためには、行政による直接的な支援のみならず、正しい情報提供と町民の不安に寄り添う相談体制の整備が不可欠であります。

危険を感じながらも、対応方法が分からず、ただ不安を抱えている町民が一人でも減るよう、理事者側の皆様の賢明なる御判断と、速やかなる取組を強く要望するものであります。

以上を踏まえ、次の2点について明確な答弁を伺います。

1つ目として、住宅の裏山等における危険木などに関する町民からの相談について、町としてどの部署で一元的に受け止め、どのような体制で対応していくお考えかお聞かせください。

2つ目として、その相談窓口や対応方法について、広報ひらいたや、ホームページ、公式LINEなどを活用し、町民が容易にアクセスできるよう広く周知するお考えがあるか伺います。

次に、ペットの避難受入れ体制についてであります。

地震や豪雨など、予測を超える大規模災害が発生した際、近年、喫緊の課題として顕在化しておりますのがペットの避難の問題であります。全国的にペットを飼育する世帯は増加傾向にあり、特に高齢化や単身世帯の増加に伴い、犬や猫などのペットが単なる愛玩動物ではなく、家族の一員としてかけがえのない存在となっております。こうした背景の下、災害時にペットをどう扱うかという問題は、単に動物愛護の観点にとどまらず、町民の避難行動の円滑化、避難所運営の秩序維持、ひいては被災者の心のケアにも深く関わる行政として看過できない重要なテーマであると認識しております。

環境省は、災害時におけるペットの救護対策ガイドラインを策定し、ペットを家族の一員と明確に位置づけた上で、飼い主とペットが共に避難する同行避難を原則とする方針を示しております。

この同行避難とは、ペットと共に避難生活を送る同伴避難とは異なり、まずは飼い主がペットを連れて避難所まで安全に避難することを指します。この原則により、飼い主がペットを案じて避難をためらい、逃げ遅れるという最悪の事態を回避する目的がございませう。

また、青森県におきましても、県地域防災計画において、「ペットは家族の一員であるとの認識の下、原則として同行避難を促す。」と明記し、各市町村における実効性のある体制整備を求めています。

県内の弘前市、八戸市、黒石市などでは、既に避難所内でのペット受入れに関する具体的なルールを策定しており、仮設ケージやペット専用区画の設置、飼い主への事前登録制度の導入など、現実的かつ先進的な取組が始まっています。

一方、我が平内町の現状に目を転じますと、避難所運営マニュアルや地域防災計画において、ペット避難に関する明確な方針や、具体的な手順がまだまだ十分に整理されているとは言いがたい状況にあります。このままでは、実際の災害発生時に、ペットを連れて避難できない。避難所で受入れを断られたといった深刻な混乱が生じ、町民の間に不信と不安が広がる事態が強く懸念されます。

災害時には、避難者の安全確保と公衆衛生の管理が最優先であります。しかし同時に、ペットを家族と捉える町民にとって、そのペットを危険な自宅に置き去りにすることは耐え難い精神的苦痛を強いるものであり、結果として、避難行動そのものの遅れや、最悪の場合、避難拒否という人命に関わる重大な事態を招く危険性も指摘されています。

したがって、平内町行政には、避難所運営の円滑化という公の要請と、町民の安心安全という個の願いを両立させるため、ペット同行避難に関する方針の早期明確化と現実に即した受入れ体制の構築が強く求められています。

その実現のためには、少なくとも次の3点の検討が不可欠であると考えます。

第1に、避難所の構造上、動物の同伴が困難な場合も想定されますが、例えば避難所の一角、あるいは屋外テントなどを活用したペット専用区画を設けるなど各避難所の実情に応じた柔軟な運用を検討すべきであります。

また、避難所ごとに受入れ可能な場所やルールを事前に明示し、災害時の混乱を未然に防ぐ体制づくりが求められます。

第2に、平時からペットを飼育する町民に対し、避難時に持参すべきもの、最低限のしつけ、狂犬病予防注射を含む健康管理、そして避難所での飼育マナーなどを徹底して周知し、災害時の共通ルールを社会全体で共有することが重要です。さらに、ペットの種類や頭数、ワクチン接種の有無などを事前に登録しておく制度を導入することで、実際の避難時におけるスムーズな受入れと衛生管理の迅速化が可能となります。

第3に、鳴き声や臭い、抜け毛などへの具体的な対策はもとより、動物アレルギーを持つ避難者や、動物が苦手な方々への十分な配慮も欠かすことはできません。ペットを飼う者と飼わない者が共に困難な時期を乗り越えるための共生を前提としたきめ細かなルールづくりが求められます。

以上の点を踏まえ、次の3点についてお伺いいたします。

第1に、国及び県の方針にのっとり、本町として、ペット同行避難を原則とすることを明確にし、それを受け入れるための具体的な体制を整備されるお考えか明確な御所見を伺います。

第2に、ペット同行避難の実現に伴う衛生管理や安全確保といった課題に対し、どのように対応し、全ての避難者が安全で衛生的な避難所環境を確保される方針か伺います。

第3に、災害時の混乱を最小限に抑えるため、平時からの飼い主への啓発・周知活動及び事前登録制度の導入について伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、町長。

町長（船橋茂久君） どうもおはようございます。

田中 大議員の御質問にお答えをいたします。

第1点目の、住宅裏等の危険木対策についてであります。現在、当町のみならず全国的に所有者不明、未相続により管理者不明の土地が多数あり、危険木対応のみならず、境界の確認など対処困難な事例が発生していることから、令和6年度より不動産登記法改正され、相続登記が義務化されているところでございます。

議員御指摘の危険木の対応につきましては、その土地の所有者が対処することが基本となっており、隣接する土地で問題が発生した場合は、土地の所有者同士で解決を図る必要がございます。このことについて、令和5年4月1日の民法改正により、隣接する土地から境界を越えて木の枝等が伸びてきた場合で、当事者同士の話し合いで解決できない、または土地所有者が分からない、もしくは急迫の事情がある場合には、越境された土地の所有者は、自ら枝を切り取ることができるように、法整備が進んでおります。

隣接する土地に関わる問題については、土地所有者同士で解決を図ることが原則となりますが、個人での解決が困難な案件については、これまでどおり、空き家等に関する相談等を担当している総務課が窓口になって受け付けを行い、その事案ごとに関係各課への引継ぎや関係機関への橋渡しを行うなど、各事案に即した対応を個別に行ってまいります。

また、町民等への周知につきましては、広報及びホームページの活用を検討しております。

次に、2点目、ペットの避難受入れ体制についての1つ目、ペット同行避難を原則とする明確な方針を示す考えについてであります。まず、災害時において、自宅が安全であれば、在宅避難をしていただくのが基本となります。それができない場合には、飼い主の責任の下で、ペットを連れて同行避難となりますが、議員御指摘のとおり、これまで当町においては、災害時のペット同行避難に関する明確な方針を定めておりません。そのため、飼い主がペットを連れて避難する際の指針や、受入れ体制が十分に示されていない状況でございました。

ペットは多くの家庭において家族の一員であり、避難行動における心理的な安心につながることから、今後は飼い主とペットが共に安全に避難できる同行避難を基本とした避難所の運営マニュアル等を策定して、受入れ体制の整備を目指してまいります。

次に、2つ目、衛生管理・安全確保などの課題の対応方針について及び3つ目、平時からの飼い主への啓発・周知及び事前登録制度について、一括でお答えいたします。

まず、多数の避難者が生活する避難所内では、動物アレルギーをお持ちの方、動物が苦手の方、また、衛生面や安全面での懸念もあることから、適切な運営ルールの整備が不可欠であります。

例えば、人とペットの居住空間を可能な限り分離するゾーニングを基本とし、屋外に飼育エリアを確保することで住民の安心と動物アレルギー等への配慮を両立することや、飼い主にはケージ・リードの使用、排せつ物の適切な処理、吠え声の抑制のほか、ペットの種類を制限するなど、基本的な遵守事項を広く周知することが、まずは避難所運営上の課題の対応であると考えております。

また、事前登録制度の導入については、避難所運営上の有効な手段であると言われておりますが、現時点では、当町として制度化する考えは持っておりません。それは、1つに、登録情報の管理や更新に継続的な事務負担が生じる一方で、災害は時間帯や季節、在宅状況などによって実際の避難行動が大きく変化するため、事前登録情報は、必ずしも実際の避難状況を反映しないことが挙げられます。

2つには、制度を確実に機能させるためには、飼い主に登録・講習を徹底していただく必要がありますが、現状では、登録率や情報の鮮度確保が課題となることが想定されることです。

しかしながら、制度化を行わないからと言って、対策を講じないということではございません。今後は同行避難の情報提供と周知を積極的に行い、町民が安心して避難できる環境整備に努めるとと

もに、ペットとの共生に配慮した避難所運営や防災対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。（「議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）**はい、4番、田中 大君。（「はい」の声あり）

**4番（田中 大君）**まず、住宅裏等の危険木対策についてですが、総務課が窓口となり、事案ごとに関係各課や関係機関へ橋渡しを行うということで、一定の前進と受け止めております。

しかしその一方で、町民の皆さんが日頃感じておられる最大の課題は、相談した結果、何がどう進むのか見通せない、どこまで対応してもらえるのかという不透明さであります。

総務課が窓口となるのであれば、相談を受けた後の対応の流れを一定の標準化、明示化する必要があります。

また、広報やホームページの活用を検討するとのことですが、町民の皆さんが日常的に利用している公式LINEでの明示的な案内は極めて効果が高いと考えます。

次に、ペットの避難受入れ体制についてですが、今後、同行避難を基本とした避難所運営マニュアル等を策定していくということですが、昨晚のように、いつ起こるか分からない災害ですので、スピード感を持って制度設計をするべきと考えます。

また、事前登録を採用しないとのことでもありますので、避難所受付で即時に最低限情報を把握するチェックシート方式などの検討が必要でないかと考えます。

以上で質問を終わります。

**議長（船橋健人君）**以上で4番、田中 大君の一般質問を打ち切ります。

続いて、2番、荒内 護君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、2番、荒内 護君。（「2番」の声あり）

**2番（荒内 護君）**まず最初に、昨夜、平成23年3月11日の東日本大震災を思い起こすような強い地震がありました。被害に遭われた方には心よりお見舞いを申し上げます。

さて、令和7年度も残すところあと少しです。今年も地球の温度は下がることを知らず、上昇が続いています。ホタテ産業は継続して厳しい状況にあります。国や県では、原因究明に様々な調査を行っていますが、良い方向にかじを取るところまで行っていません。

一方、米農家では、概算金が上がり、一時的に救われるものの、消費者が買う値段がなかなか下がらず、米離れに不安を持っているのが現状であります。少しでも早くホタテ漁業者や米農家の皆さんが安心して働ける状況になることを心より願うところであります。

それでは私の質問に入ります。

平内町は人口減少が着実に進んでいます。このような背景を受け、平内町も少しずつ変化してきました。その一つとして、平内町のボランティア活動です。

日中のボランティア活動と言えば、花壇整備の美化運動をはじめ、海岸清掃、町行事の手伝い、さらには町内会の清掃活動など多岐にわたって活動する場があります。この活動は、町をにぎやかにし、町民に活気を感じさせるものであります。かつては町の大きなボランティア団体としてもつけ衆がありました。これも会員の高齢化や、体力の衰えから、やむなく解散することになりました。今は少人数での活動が多くなっています。一人の人が複数のボランティア活動に参加し、大体が同じ顔ぶれです。やり手がなく、限られた人が複数のボランティア活動に参加しているのが現状であります。そして日中のボランティア活動に参加している多くの方々は高齢者であります。いつまでも頑張りたいという思いがあっても、年々衰える体力には勝てません。

私はボランティア活動をする人がいなくなることを危惧するところであります。ボランティア活動は自分たちの町を自分たちで何とかしていこう。そして誰かのために頑張りたいという強い思いを持った人たちの活動です。町民がその活動を見て元気をもらい、さらには町に活気が生まれます。

そこでお伺いします。

思いやりのある行政運営を行っていく上で、このボランティア活動を町ではどのように捉えているのかお聞かせください。

そして、このようなボランティア活動の現状を踏まえ、日中、人が多くいる職場と考えたときに、私が思うのは町役場であります。

併せてお伺いいたします。

町職員が、町民のボランティアの方々と一緒に行くことはできないものかお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わります。（「議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、町長。

**町長（船橋茂久君）** それでは、荒内 護議員の御質問にお答えをいたします。

町のボランティア活動についてであります。当町におけるボランティア活動は、町民自らが地域の美観・安全・文化の継承を支える重要な力であり、長年にわたり美化運動や海岸清掃、各種行事の手伝いといった活動を通じて地域の結びつきを強めてきた貴重な財産であります。

これらの活動は、高齢者の方々を中心に多くの方々が担い手となり、地域の活動の質を高めると同時に、参加者自身の生きがいがいづくりにもつながっているものと考えております。

高齢化が進む中、こうした社会貢献活動の意義は一層大きくなっており、地域コミュニティの基盤を強固にする上で不可欠の要素であると思っております。

一方で、議員御指摘のとおり、担い手の減少や一部の方々に負担が集中している現状は、町としても将来に向けて強い危機感を持っております。地域活動に参加する方が少なくなることで地域のつながりが弱まり、結果として、町内会役員の担い手不足や活動停滞にもつながっていくものと認識しております。こうした地域コミュニティの衰退はまちづくり全体に影響を及ぼす重要な課題であります。

しかしながら、ボランティア活動は、自主性が本質であり、行政が強く介入し、特定の活動に優劣をつけたり、参加を誘導することは適切ではありません。行政の役割は、住民の皆様が無理なく参加しやすい環境を整え、継続しやすい仕組みをつくることであると考えております。

現在、活動されている方々の経験やネットワークを生かしながら、参加の輪を広げるための支援の在り方について、今後検討してまいりたいと考えております。

また、町職員の地域参加については、多くの職員が消防団、町内会活動、スポーツ指導や海岸清掃、そして、除雪ボランティアなど、多様な取組に携わっており、自主的に参加しているところがあります。そのほか、特別休暇の一つとして、災害ボランティアなどの社会貢献活動を目的とした、いわゆるボランティア休暇があり、これは無報酬で自発的に行う活動に利用できる休暇制度で、取得日数などに制限があります。

町としては、職員にボランティアを義務づけたり、日中の活動参加を求めることは考えておりません。職務を最優先としつつ、各職員が可能な範囲で地域と関わるという今までの姿勢を維持してまいります。

いずれにいたしましても、地域コミュニティの維持と活力の確保は町の将来を左右する大きなテーマでございますので、行政として介入可能な領域と住民主体で進めるべき領域のバランスを大切にしながら、住民の皆様が世代を超えて支え合える地域づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、2番、荒内 護君。

**2番（荒内 護君）** 御答弁ありがとうございます。

ただいまの答弁で、行政があまり積極的に関わるというふうなことはできないというふうな答弁いただきました。

そこで、私は、先日、東奥日報の新聞で「市職員の地域奉仕特別休暇を来春導入」という記事がありました。特別休暇の対象には、PTA活動や部活動の指導、スポーツ大会の審判、祭りへの参加などがあります。そして、必要においてはこのほかに追加していくというふうに答弁されたのが載っていました。平内町の特別休暇は、災害時を主としたものであり、これは2023年以前の国家公務員に準ずるというルールの下につくられたものだとは私には思いますが、これについて御見解をお聞きしたいなというふうに思います。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、教育長。

**教育長（渡辺伸一君）** はい、荒内議員の質問にお答えいたします。

新聞の中に、ある自治体で特別休暇、スポーツ指導とか、そういうのもいろいろ範囲を広げていくという答弁があったとのことでしたが、荒内議員も御存じのとおり、現在、平内町も中学校の部活動の地域移行、これも検討しております。やっぱり保護者や児童、生徒の声を聞くと、今までどおり学校が終わった後活動して、スクールバスで帰りたい、このようなことを考慮した場合、やはり町職員のパワー、こういうのが必要なのかなということで、それらも含めた特別休暇の制度設計、これは今後、平内町でも設定していくべきものと、このように考えてございます。

以上です。（「はい」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、2番、荒内 護君。

**2 番（荒内 護君）** ありがとうございます。

今、教育長のほうから、これからそういうふうなクラブ等々の指導者、それらについても考えていきたいというふうに答弁いただきました。是非これは可能なことだと私は思っていますので、進めていきたいと思うんですけども、2023年12月に、総務省からの通知で、今まで国家公務員に準ずるという狭き判断から、各自治体が独自に定められるようになったというふうになってで、それから今、教育長が言ったような指導者、クラブの指導者とか、そういうふうな部分に広がってきているというふうな状況になっています。

なので、平内町の特別休暇の第15条（4）には「職員が自発的にかつ報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合、年に5日の範囲内の期間」と定めています。そして対象が、ア、イ、ウの3項目に定められていて、ほとんどが災害に対してであります。これに今、教育長さんもおっしゃられたように、町内清掃だったり、そういうクラブの指導だったりというものを追加していけたらよいかというふうに思います。

そして、そういうふうなことが実現できれば、町の職員が町民のボランティアの方と一緒にいることで、町民の思いや町の状況を知ることができて、また、職員個人にとっても大きな力になっていくと私は思います。そういう機会を設けることは、本当にこれからは是非やっていただきたいなというふうに思います。

それから、例えば特別休暇の中で、もしそうじゃないな、特別休暇は時間単位でも取れるので、例えばなんですけども、私の考えなんですけども、町の職員がなかなか先ほどの答弁で関わることは厳しいというお答えだったんですけども、日中のお年寄りたちがやっているボランティア活動に、町の職員が関わって一緒にやるということはとてもよいことだと思っているので、今月は町民課と健康増進課の中で誰か出れる人、一人でも二人でもいいと思うんですが、月1回、1時間でも2時間でも町民のボランティアと一緒に清掃活動やら、海岸清掃やらをやっていくような、そういうことができるような私は気がしますが、この辺についてちょっと町長のほうから答弁いただきたいんですが。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、町長。

**町長（船橋茂久君）** 荒内 護さんの質問にお答えいたします。

ボランティアというのは、あくまでも個人の自主的、自主性に基づいて実施されるべきものだと

思っております。それに伴って、報酬とか、そういうのは出ませんので、あくまでも職員であれば、職員が休んで参加する、住民の方と一緒に何かをやるということだと思っております。

いずれにいたしましても、職員には本業とそういうものでいろんな方面からプレッシャーがかかります。職員が町民の方々と関わることは大変よろしいことだと思っておりますけれども、そういうことをやると、結果として強制的な感じになってしまうんじゃないかなというそういうことを危惧いたします。

以上です。（「はい」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、2番、荒内 護君。

**2番（荒内 護君）** 答弁ありがとうございます。

今、町長、御答弁いただきましたとおり、強制的になる可能性がある。これはあくまでも自主的に自主性を持ってやるものなので、強制的になれば、これは大変な問題になるというふうには私も理解いたします。

また、今、町職員の方もいろいろな仕事を持っていて大変だというような話も聞いていますけれども、それが町のトップである町長のほうにもその責任問題とかが行くようなことになれば、これはできないことだろうというふうに私もそこは理解したいというふうに思います。

このボランティアについては、私、ちょっと以前、町長からよい話を聞いて感動したことがあるので、それをちょっと聞きたいんですが、その言葉は「町を歩いていて、ごみが落ちていたら、それを拾って私は歩いているんだ」という言葉でした。これも、一つのボランティアであって、ここで一つお聞きしたいと思いますが、そのごみを拾うきっかけとか、そのごみを拾う時にどのような思いで行っていたのか、そこをちょっとお聞かせ、よろしければお聞かせいただきたいなというふうに思いますけれども、町長お願いできますか。（「議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、町長。

**町長（船橋茂久君）** 今、荒内 護議員がいろいろ質問されましたけれども、別に特別な気持ちがあるわけではなくて、目の前にそういうものがあったら拾うのは当然だろうということで拾っております。

また、私自身は、やはり小さい頃からそういうことでいろいろ勉強してまいりました。今、国や県が地方に対しまして、いろんな場面でボランティア活動がどうのこうのと言うんですが、ボランティアと言っても、ボランティアをやる実動部隊がほとんどいないというのが現状でございます。ボランティアをやるとすれば、かなり年配の方が来るということで、かえってけがしたり、そういう危険性もございますので、そういうのはあまり勧めないということで、私自身は、それを例えば、道にごみが落ちていればそれを拾って、捨てるし、例えば缶ジュースの缶でもあれば、自宅まで持って行って、それを自宅で捨てる、そういうことをやっております。

以上です。（「はい」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、荒内 護君。

**2番（荒内 護君）** どうもありがとうございます。

ただいま町長は当たり前なんだというふうに自主性を持ってやっていることをすごく強調されておりました。全くそのとおりだと私も思います。このような思いで、それを実践する、できる人というのはなかなかいないと思います。ふだんから個人でボランティア活動をしていることに私は感銘を受けました。私もそのように少しでもその気持ちに近づいてやっていければなというふうに今改めて思うところであります。

まとめになります。今回、日中活動を取上げてきましたが、夜の部分においても町役場職員の方々が子どもに指導したり、また、文化的な分野で活動している方、また、休日には、町の清掃活動に参加している方も何人かはおられるということは、私も十分承知しております。その姿を見ると

うれしく思い、ありがたいなという感謝の気持ちが自然と湧いてきます。

ボランティア活動は人の心と心のつながりです。そして人を思う気持ち、思いやりが生まれます。財源を使った行政運営に、この思いやりのある行政運営ができれば相乗効果を生み、町民によりよいサービスが提供できるものと思います。町長のボランティアの思いが町民や町職員に広がっていくことを期待し、ボランティアの町平内というような町にできれば、そこの町民憲章の人と人との寄り添いを大切に、住みよい郷土とするために、決まりを守り、ともに助け合い、世界に伸びゆく明日の日本人となるように努めますというところに、少しでも近づいていくのではないかなというふうに思います。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

**議 長（船橋健人君）**以上で2番、荒内 護君の一般質問を打ち切ります。

ここで暫時休憩いたします。

会議は11時10分より再開いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

**議 長（船橋健人君）**休憩を取り消し、会議を再開します。

続いて、3番、内海 伸君の登壇を許します。（「はい、議長、3番」の声あり）はい、3番、内海伸君。

**3 番（内海 伸君）**それでは、通告に基づき発表させていただきます。

鳥獣被害による農地対策について質問させていただきます。

全国的に今年はクマの出没が多く、前年の2倍とも言われており、他地区においては人的被害もあり、中には命を落とされる方もいらっしゃいます。本当に心が痛み、お悔やみ申し上げるところでございます。

幸いながら、当町では出没警報で終わっているところがございますが、農家にとって仕事中にクマ出没は生命の危機はもちろんです。農作物を食い荒らすことにより、収穫量がほとんどなくなったり減少したりしております。今年、トウモロコシを2,000本植えた方もいらっしゃいましたが、その方は行くたびに幾度も食い荒らされ、農政課に連絡し箱わなを設置してもらっても、効果がなかったとのことでした。

大豆農家は春先に新芽を、秋口には大豆の前のエダマメ状態のときに、長さ半分ほど食べられ、収穫にとっても大きな影響が出ております。これまでも今年のように被害はありましたが、大々的被害は初めてのことで。駆除はもちろんです。とにかく被害を最小限にできないかと思っております。今年、個人で電気柵を設置した方がいらっしゃって、その効果はあったと伺っております。

そこで、町の鳥獣被害の件数と箱わな、くくりわなの設置状況並びに駆除件数をお知らせください。

さらに、電気柵導入について町のお考えをお伺いいたします。

壇上での質問は以上とさせていただきます。（「議長」の声あり）

**議 長（船橋健人君）**はい、町長。

**町 長（船橋茂久君）**それでは、内海 伸議員の御質問にお答えをいたします。

鳥獣被害による農地対策についてであります。議員御指摘のとおり、近年、水稻、大豆及び飼料用のトウモロコシ等の被害は年々増加していると認識しているところでございます。

まず、被害の報告があった場合、現状把握をし、場合によっては箱わな、くくりわな等を設置して対策しているところでございます。

しかしながら、わなを設置しても必ずしも捕獲できるとは限らないのが現状でございます。

1つ目の、町の鳥獣被害件数と箱わな、くくりわなの設置状況並びに駆除件数についてでありま

すが、11月末時点での鳥獣被害件数につきまして、ツキノワグマによるもの1件、ニホンザルゼロ、イノシシ13件、ニホンジカ5件となっております。

わな設置状況につきましては、6月から11月までの間、被害・目撃あった場所を中心に、平内全域に随時設置しております。

駆除件数につきましては、ツキノワグマ6頭、ニホンザルゼロ頭、イノシシ20頭、ニホンジカ21頭となっております。

次に、2つ目、電気柵導入についてであります。令和8年度より、農作物を販売する農業者を対象に、電気柵等への助成を検討しているところでありますので、実施に向けて準備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。（「はい」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、3番、内海 伸君。

**3番（内海 伸君）** 被害件数等と駆除件数を知ることができ、ありがとうございます。

なぜ、駆除件数を聞いたかかったかといいますと、よく防災無線では、クマが出没したというふうなことで、もう再三再度行われて、流されていたわけですがけれども、そのクマがどこに行ったのか、本当に駆除できたのか、駆除できれば安心だけれども、できてないと怖いねってところからちょっとそのことを知りたかったんです。

やっぱりクマだけでなく、イノシシもとても怖いですし、タヌキ、それからニホンジカ、いろいろありますけれども、やっぱりくくりわな等よりも箱わなのほうが取れやすいんじゃないかと思いますが、実際はなかなかとても難しく、獣道がここだからここに付けたほうがいいですよっていうことで設置をされているっていうことも知っています。しかしながらやっぱり取れていないっていうことなので、できれば、今年やった方が電気柵がとても効果があったらいいっていうことだったので、そのことをお伺いしたかったんですが、農家の方としては、その方はたまたま報道等こういうふうにやっているっていうのを見て、設置したと思います。前向きに御検討くださるっていうことは知ったんですが、そのやり方、例えばどういうふうに設置すればいいとか、電気柵高さとか、係る費用とかいろいろあると思いますが、そこら辺はちょっと教えていただければと思います。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、垂井課長。（「はい」の声あり）

**農政課長・農業委員会事務局長（垂井智也君）** ただいまの御質問にお答えいたします。

私どもも電気柵の設置の仕方等々、今、全国的に設置がはやってきているもんですから、これから私どものほうでも勉強しながら、設置の高さと、設置業者さんのほうとも協力しながら勉強していきたいと思っております。

高さのほうも、いろいろシカ、クマによっては高さ、電気柵の線も2段にするとか3段にしなければいけないとかいろいろありますので、その鳥獣によって対策してもらいたいと思っております。

以上です。（「はい」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、内海 伸君。

**3番（内海 伸君）** ありがとうございます。

1つお願いなんですけれども、やっぱり農家の方々も、やっぱり農政課の方に全ておんぶに抱っこっていうわけではないと思うので、電気柵のやり方とか、そういう講習会、こういうふうな、この時期にこういうふうなすればいいよとか、今おっしゃったように、高さがどうにかってところがあると思うので、勉強会とまではいかないかも分からないんですけども、何かの会議のときに同時にそれをお知らせしていただければありがたいなと思います。

以上で質問を終わります。

**議長（船橋健人君）** 以上で3番、内海 伸君の一般質問を打ち切ります。

続いて、1番、船橋侑雅君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）1番、船橋侑雅君。

**1番（船橋侑雅君）** 一般質問に先立ち、まず、昨夜発生いたしました地震について被災されました方に心よりお見舞い申し上げるとともに、所感を述べさせていただきます。

今回の地震は速報値でマグニチュード7.5、最大震度6強を観測する大変規模の大きなものであります。当町におきましても震度5弱の揺れを計測したとの知らせを受けております。これは、平成23年に発生した東日本大震災をもしのぐ規模の極めて深刻な地震であったと認識しております。

私の自宅も築45年を経過しておりますが、激しく、そして、長時間にわたり揺れ、家屋が大きな音を立てるなど恐怖を感じるほどの状況でした。

さらに、強い揺れが来るのではないかと、津波被害は少ないと言われる湾内とはいえ、津波が到達するのではないかと不安に駆られ、私は、子どもたちと共に役場の駐車場へ避難いたしました。そこで目にしたのは、まさに驚愕すべき光景でありました。発生から僅か十数分のうちに、早い方は役場に駆けつけ、午後11時50分頃には役場前の駐車場がほぼ埋まるほど職員の皆様が続々と参集しておられました。

私は、緊急対応に当たる職員の皆様の妨げとなつてはならないと判断し、自ら青少年ホーム横の駐車場へ移動しましたが、その場所でも発生から1時間もたたないうちに消防車による巡回が行われている姿を拝見し、どれほど心強く感じたか、言葉では言い表せません。

この場をお借りして、町民を代表し、迅速かつ献身的な対応をしてくださった職員、消防関係者の皆様に対し深く敬意を表するものであります。

いまだ予断を許さない状況ではありますが、今後におきましても、より一層の危機感を持ち、毅然とした対応を賜りますよう切にお願い申し上げます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

当町の子育て支援は、従来から実施している保育料無償化、給食費無償化、高校生までの医療費無償化に加え、修学旅行費や卒業アルバムの無償化、ランドセル補助金など多岐にわたり、大変手厚い支援が行われているところであり、この点については大いに評価しております。

先般、11月21日に、高市総理大臣から総合経済対策が示されました。その中では、ガソリン価格高騰を抑えるための補助金、電気・ガス料金の負担軽減策、子ども一人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当など、家計を下支えする多様な施策が盛り込まれています。近年の物価高騰により家計は依然として厳しく、住民からは、働かざるを得ない、休むと収入に響くといった切実な声が寄せられています。特に簡単には休めないという声は多く、子育て世帯の負担感が大きいことがうかがえます。

そのような中で、子どもが病気になると看護のために仕事を休まざるを得ない現状があり、保護者の就労継続には大きな支障となっています。こうした状況を踏まえ、子どもの福祉向上と保護者の就労継続支援の両面から、病児・病後児保育の必要性はこれまで以上に高まっていると考えます。町長の公約においても早期導入が強く求められていると感じます。

このような必要性を踏まえ、令和5年第4回定例会では、同僚議員からも質問があり、次の答弁がありました。

「現段階で具体的な実施時期、実施場所、実施形態について決定しているものはない。令和4年度に町内保育園へのアンケート調査、県内施設の視察を実施、実施可能で、保護者が利用しやすい形態の事業を選択する。」これらの答弁を踏まえ、その後の導入に向けた検討状況、課題、実現方針を再確認するものであります。

1つに、現在までの進捗状況はどうか。

2つ目に、導入方式、導入課題、体制整備について、町としてどのような方向性を検討しているか。物価高騰や働き方の変化が続く中で、病児・病後児保育は子育て・就労の両立支援としても不可

欠であり、公約としての期待も大きいものであります。

丁寧な進捗管理と前向きな対応を求め、壇上からの質問を終えさせていただきます。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、町長。

**町長（船橋茂久君）** それでは、船橋侑雅議員の御質問にお答えをいたします。

病児・病後児保育の早期実現をについてであります。病児・病後児保育とは、病気にかかったもしくは回復期にある児童を対象として、病院や保育所等に設置された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行う事業であります。

事業の類型は、児童の症状に応じて、病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型の3つに区分されております。

令和6年12月現在の県内の実施状況は、病児対応型が7市町13施設、病後児対応型が16市町村23施設、体調不良児対応型が2市2施設となっております。

なお、東青地区におきましては、青森市にある病児対応型の3施設のみが実施している状況であります。

御質問の1つ目、現在までの進捗状況についてであります。管内保育施設を対象に、病児保育事業の実施に向けたアンケート調査を行ったほか、三戸町及び青森市に設置されている病後児保育施設への視察を実施いたしました。

さらに、令和5年度には、若手職員で構成する平内町政策推進調査研究会において政策テーマとして「平内町における病児保育について」を掲げ、調査・検討を進めてきたところであります。

次に、2つ目、導入方式、導入課題等についての町としての方向性についてであります。当町では2つの方式を想定し、検討を行ってまいりました。

1つ目は、保育園業務委託型、これは管内の保育園に病院機能を付加し、病児保育を行う方式であります。

2つ目は、病院併設型、小児科を有する平内中央病院に保育機能を併設し、病児保育を行う方式であります。

しかしながら、いずれの方式におきましても保育室などの新設・改修が必要となること、看護師や保育士など配置基準を満たす人材の確保が困難であること、そして国庫補助金を活用した場合であっても、初期費用、運用費用ともに相当の財政負担が見込まれるといった課題が明らかになっております。

一方で、令和6年3月の「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」では、お子さんが、病気やけがをした際、母親が仕事を休んで対応する割合が高いことや、病児保育の利用ニーズが一定程度存在していることが確認されております。

町といたしましても、こうした状況を踏まえ、子育て世帯の負担軽減の観点からも、県内自治体の取組状況を参考にしながら、引き続き実現に向けて検討してまいりたいと考えております。これにつきましても、是非とも実施してまいりたいと、こう思っております。

以上です。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、1番、船橋侑雅君。（「はい」の声あり）

**1番（船橋侑雅君）** 現在までの進捗状況の中で、八戸市や先進施設を視察したこと、またアンケート調査を取ったことが言われましたけれども、これは令和5年の第4回の定例会でも、恐らく同様のお話があったかと認識しており、なかなか進んでないというような現状がうかがえたというふうに思います。

また、検討課題、こういったものも様々ある、財政負担とかそういったものも含めてあるというのは認識しているんですけども、先ほど町長答弁の最後にもありましたとおり、実現に向けて邁

進んでいきたいというようなお話がありました。ですから、検討スピードを加速させていただきたいと、このように思いますけれども、いかがでしょうか。

**議長（船橋健人君）**はい、福祉介護課長。

**福祉介護課長（竹達暁教君）**お答えいたします。

検討のスピードを加速していただきたいという御質問であります。現在、課題について一度整理作業をしているところであります。経費の問題、職員の確保、特に看護師が一番大きな問題となっております。

経費については、一から保育室を整備するということに関しましては、少しちょっと無理があるという判断をしまして、既存の保育園の施設でそんなにお金もかからないような改修工事できるかなど、丁寧に検討しているところですので、できるだけ早くということを念頭に置きながらやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）**はい、1番、船橋侑雅君。（「はい」の声あり）

**1番（船橋侑雅君）**ありがとうございます。

やはり人材の確保、これが難しいというお話がありました。場合によっては、正職員で確保するなどですね、やはり条件面が魅力的でなければなかなか人も集まらないかということもあるかと思っておりますので、様々検討を行って、できるだけ早期に実現してほしいということをお述べまして、質問を終えさせていただきます。

**議長（船橋健人君）**以上で1番、船橋侑雅君の一般質問を打ち切ります。

続いて、6番、田中茂勝君の登壇を許します。（「議長、6番」の声あり）6番、田中茂勝君。

**6番（田中茂勝君）**田中茂勝です。通告に従いまして一般質問を行います。

まず初めに、AEDの普及についてお尋ねします。

御存じのように、AEDとは、*automated external defibrillator*の頭文字を取ったもので、日本語では自動体外式除細動器といいます。公益財団法人日本心臓財団によれば「人が倒れて意識を失った場合、心臓が心室細動という不整脈を起こしている可能性があり、心臓を動かしている電気系統が何らかの原因で混乱するとリズムカルな収縮が行えなくなる。その不整脈の中でも、特に心臓の血液を全身に送り出す場所である心室がブルブルと震え、細動し、血液を送り出せなくなった状態、心停止状態を心室細動と呼ぶ、この心室細動が起こると、脳や腎臓、肝臓など重要な臓器にも血液が行かなくなり、やがて心臓が完全に停止して、死亡してしまうというとても危険な状態です」と述べております。心臓が原因の突然死の多くは、この心室細動を起こしていると説明しております。

AEDは、このような場合に、強い電流を一瞬流して、心臓にショックを与えることで心臓の状態を正常に戻す機能を持っております。機械の電源を入れれば、音声を使い方を順に指示してくれるので、誰でもこの機械を使って救命活動を行うことができるとされております。

消防庁の令和6年版救急救助の現状によれば、令和5年の急病の疾病分類別の年齢区分別搬送人員というのがございまして、この表によれば、急病の搬送人員約449万6,000人のうち、脳疾患と心疾患を含む循環器系が多く、約62万6,000人で13.9%を占めており、特に高齢者の割合が高くなっております。

また、一般市民が心原性心肺停止、心臓が原因での心肺停止の時点を目撃した傷病者は2万8,354人で、そのうち一般市民が心肺蘇生を実施した傷病者は1万6,927人、59.7%、約6割でございます。

一般市民がAEDを使用した傷病者は1,407人でした。

その結果として、AEDを実施した傷病者数と実施しなかった傷病者数を比較した1か月後の生

存者数は、使用したほうが率にして約40%多くなっていると報告されております。

このようなことからAEDの普及拡大に努め、町民の命が1つでも多く助かるように、救命力を高めるべきと考えることから、次の点についてお伺いいたします。

1、当町では、民間施設を含み、どこにAEDが配置されているのでしょうか。

また、現在の設置状況は、数量や地理的な位置から見てどうなのでしょう。今後、増設していく考えはあるのでしょうか。

2、救急車の到着時間は全国平均で約8.9分、令和6年度の報告では10分となっておりますが、脳機能の損失は、心停止後3分から5分と言われていますが、当町で3分から5分以内に救急車が到着する範囲はどこまでか、どのあたりまでなのでしょう。

3、救急隊員が搬送した当町での心肺機能停止傷病者数とその後の生存者数はどれくらいになっているのでしょうか。

4、AEDを備え付けたいと考えている町内会や団体、職場などに対して補助金を交付する考えはあるのでしょうか。

5、一般の人が救急救命行為をする場合、一定の知識が必要となりますが、心肺蘇生が含まれた救命講習会の実施状況はどのようになっているのでしょうか。

6、公的施設に設置しているAEDの管理状況として屋外に設置しているのか屋内に設置しているのか。また、買い取りになっているのかリースになっているものを伺い、以上、6項目について、現状と見解をお伺いいたします。

それでは、次に移りますが、次の質問は、道路の白線整備についてであります。

道路には、通行を区分する中央線や路側帯や路肩を示す白線が引かれておりますが、国道を除いて県道や町道を見れば、多くの箇所では白線が消えており、ここ数年いつ改修するのか注視しておりましたが、一向にその兆しが見えません。最近の自動車は中央線や路肩線に接近すると白線を認識してブザーが鳴り、ドライバーに注意喚起する装置のついた車が多くなっており、交通安全にはとても有効であると考えておりますが、白線が消えていては、この装置も用をなさない状況なのであります。

また、対向車などと交通事故が発生した際には、中央線を越えているか否かによって過失割合が違ってくることは周知のことと思います。これらのことから、交通安全対策上、速やかな対応が必要であると考えます。

しかしながら、この季節、これからは雪が降る季節となりますので、来春に向けた取組についての考えをお伺いし、壇上からの質問を終えます。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、町長。

**町長（船橋茂久君）** それでは、田中茂勝議員の御質問にお答えをいたします。

第1点目のAED普及についての1つ目、当町の現在のAED配置状況と今後の増設についてであります。当町では、現在のところ、利用者や来場者が多い公共施設や観光施設、運動施設、教育施設等を中心とした町有施設20か所に対し、24台のAEDを設置しております。

地区ごとの設置状況としましては、中地区は役場や小・中学校などの公共施設等が密集している小湊・沼館周辺に16台、夜越山森林公園内に4台、椿山海水浴場のオープン期間のみ海水浴場に1台、東地区は東小学校の1台、西地区はひらないまごとグルメ館と山口小学校にそれぞれ1台ずつ設置されておりますので、現時点において町有施設等への増設を予定しておりません。

また、民間施設におけるAEDの設置状況については、自治体等への報告が義務づけられていないことから、当町では正確な設置状況を把握しておりませんが、インターネット上で閲覧可能な日本全国AEDマップの登録状況を見ますと、当町では、民間企業等17か所において設置していることを確認しております。

次に、2つ目、救急車が3分から5分以内に到着する範囲についてであります。119番通報を受け、平内消防署から救急車が出動した場合、気象状況や道路状況等によって多少の変動はございますが、平内消防署周辺の沼館地区、小湊地区及び浜子地区がおおむね5分以内に救急車が到着する範囲となっております。

次に、3つ目、救急隊員が搬送した心肺機能停止傷病者数とその後の生存者数についてであります。当町において、令和6年中に救急車で搬送された心肺機能停止傷病者の人数は24人で、そのうち、医療機関へ搬送してから1か月後生存者の人数は3人となっております。

次に、4つ目、AEDを備え付けたいと考えている町内会や団体、職場等に対する補助金の交付についてであります。限られた財源の中で、公共施設や学校等の公共性の高い場所へのAEDの設置を優先していることから、現時点においてAEDの整備に関する補助金等の支援については検討しておりません。

次に、5つ目、心肺蘇生が含まれた救命講習会の実施状況についてであります。令和6年中に平内消防署で実施した救命講習は7回で149人が受講しております。

次に、AED普及についての最後の御質問、公的施設に設置しているAEDの管理状況についてであります。屋外に設置した場合、盗難や破壊行為、不適切な使用など、防犯上や安全面、衛生面において懸念があることから、基本的には屋内設置をしております。

また、町有施設に設置されているAEDは、購入したものが13台、リースによるものが11台となっております。

いずれにいたしましても、地域における救命体制の充実が極めて重要であることは十分認識しております。今後もAED設置場所の周知、救急講習の開催支援、国・県等の各種制度の情報提供など、地域の救命体制強化につながる取組に積極的に協力してまいりたいと思っております。

次に、第2点目、道路の白線整備についてであります。議員御指摘のとおり、道路のセンターライン及び外側線等の白線は交通安全上必要なものでございます。

白線につきましては、通常使用及び除雪作業等により年々消えていくものであり、交通量の多いところでは数年で消えてしまうことから、定期的な管理が必要になっております。

しかしながら、財政的な制限もあり、全ての道路を常に万全の状態に維持していくことは難しい状況になっているところでございます。

町といたしましては、毎年町内の傷んだ道路の改修工事を実施しており、この改修工事に合わせて白線引いているほか、道路改修工事がなくても他の工事に併せて白線引きを実施しております。白線が消えるサイクルも早く、今も白線引き作業が追いつかないというのが現状でございます。

今後は、道路改修工事と白線の管理のバランスを再検討し、順次可能な対策を進めていきたいと考えております。

以上でございます。（「はい」の声あり）

**議 長（船橋健人君）** はい、6番、田中茂勝君。（「はい」の声あり）

**6 番（田中茂勝君）** 今回このAEDについて質問したわけですが、このきっかけというのが、私どもの住む地域で、9月頃に50歳代の女性が亡くなりました。漁に出て、お昼にご飯を食べて、一服して、ちょっと疲れたから横になるというふうなことで休んだそうです。見に行ったら息をしていなかったというふうなことでした。

それから数日、数十日たってからのことです。やっぱりそういうふうなことがあるということ、地域の人たちが「いやあ、公民館にAEDねしたんだか」「漁協にねあだべか」「郵便局さねあだべか」こういうふうな聞くわけです。御存じのようないわけですね。そういうふうなことが発端で「いや、もし田沢にあれがあつてあつたらなと」こういう話をするわけです。これがきっかけであります。

それで今回、この配置場所を聞けば、公的な場所、小学校、中学校、そういうふうな場所であります。さっき質問の中でも言いましたように、助かる時間、体に影響がない時間つつうのが3分から5分、これであれば、大体300メートルぐらいの範囲にないという無理だというふうなことです。そこまでも大変でしょうけども、やっぱりその村に村の大きさにもありますけども、設置されていると、あそこに行けばあると、その中のいわゆる保管状態、それをどのようにして管理しているのかという中で、屋内にあるというのが、屋内にあれば、そこに行って、それを借りてくるとかということがなかなか素早くいかない。あるところでは、小学校の校門の前にボックスを置いて、それを借りられる、そういうふうな状況になっているところもあります。確かに様々管理の上では問題もあるかと思えますけども、やっぱりあそこにある、ここにあるというふうなことを知らしめて、また、それが使いやすいというふうな状況になっていなければ、うまくないのではないかなというふうに考えますが、この点についてはいかがでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）**はい、総務課長。（「はい」の声あり）

**総務課長・選挙管理委員会事務局長（田中正美君）**お答えをいたします。

確かに300メートル、500メートル以内のところにAEDが設置できれば、それは助かる命も多くなるんだろうとは当然考えるところでございますけれども、このAEDについても費用が当然かかるわけでございます。そのほかにも、厚生労働省のガイドラインによりますと、このAEDの設置場所というのは、例えば2年に1回以上AEDを使ったのが目撃されている場所、あるいは1日に250人以上が16時間滞在されているところというようなのが推奨をされているというところでございますので、費用対効果を考えても全ての町内会とか、全て300メートルから500メートル以内にAEDを設置するというのは現実的ではないんじゃないかなというふうに考えてはおります。ただ、命というのは大事なことは十分認識しております。

以上です。（「はい」の声あり）

**議長（船橋健人君）**はい、6番、田中茂勝君。

**6番（田中茂勝君）**おっしゃるように、大体安くても17万、高ければもっともって高くなって、高いものでございます。

そういうふうなことで、この場所につきましては、今総務課長おっしゃったように、配置に関するガイドラインというのがありまして、今言ったようなことと併せて「救急隊の到着に時間がかかる場所や、医療過疎地域などで迅速な救命処置が得られにくい状況に対しても、住民のヘルスサービスの一環として、不公平が生じないようAED配置に配慮すべきである」と、こういうふうな1節もあるわけです。これはいろいろ課長言ったような部分と大変難しい部分であります。これから検討いただければなというふうに思います。

補助金に対してであります。これ東京都とか、割と大きな都会のほうであれば、大体3分の1から2分の1、上限は20万円とかというふうなところが割と2分の1というのが割と多いわけです。それもやっぱり、人が多く暮らして、財政的にも余裕がある場所であるというふうに資料を見てみればなっています。

ただ、そういうような地方自治体で補助しているところ見れば、いわゆる財団、自治総合センター、これ宝くじの事業の関係、それから日本スポーツ振興センター、これはスポーツ振興くじとか、そういうのとか、それから様々財団があって、そこら辺でも出しているというふうなものもございまして、そういうふうなところもまた活用してみれば、また応募してみればというふうに考えます。その点はいかがでしょう。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）**はい、総務課長。（「はい」の声あり）

**総務課長・選挙管理委員会事務局長（田中正美君）**お答えをいたします。

様々な補助金とか、その財団の資金を使ってAEDを普及させてはということでございますけれ

ども、それが可能であればこれから調べてまいりたいというふうには思っておるんですけども、例えば町内会あたりに設置するとなれば、その優先順位とか、どここの町内会にあってうちの町内会にないというような不公平感もありますので、それと設置しても使用される機会が極端に少なければ、コストを他の行政需要にも反映させたいというふうにも町とすれば考えているというところもありますので、先ほども言いましたように、各財団の補助金が該当になるのかは当然検討をいたしますけれども、そこは検討してまいります。

以上です。

**議長（船橋健人君）** はい、6番、田中茂勝君。（「はい」の声あり）

**6番（田中茂勝君）** 検討していただけるというふうなことです。何とかよろしく願いをしたい。やっぱり先ほど同僚議員も地震のことでお話ししましたが、役場に避難したら続々と車が来て、すごい安心感を覚えた。私も夕べ、東田沢の公民館、防雪センターに鍵を開けに行きました。電気をつけに行くと、誰か誰かが来るのではないかと、あるいは余震があって、また揺れたときというふうなことで、それこそ用心と申しますか、そういうふうにも前もって行ってきました。非常に不安でした。そういうふうなことで、やっぱり人が多くいる地域、あるいは役場がある地域、これはやっぱり、そういうふうなそこに住んでいる人は安心感を得られる機会が多いなというふうに感じます。

私どものところは一級へき地であります。安心感があまりないわけですけども、そこら辺のことも考慮をしていただければなというふうに思います。

それでは、次に、道路の白線のことでございますけども、これも財政的な問題がある、作業が追いつかないというふうなことで、これからまた一生懸命取り組んでいただけるという御回答をいただきましたので、何とかそこら辺はよろしく願いをして、交通事故に遭う人がないようにしていただければなというふうなことをお願いを申し上げまして、質問を終わります。

**議長（船橋健人君）** 以上で6番、田中茂勝君の一般質問を打ち切ります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は午前10時から会議を開きます。一般質問を継続いたします。

本日はこれにて散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

（午後0時00分 散会）



本日の会議に付した事件

- 日程第1、一般質問
- 日程第2、質 疑
- 日程第3、議案付託

出席議員 12名

議 長 船 橋 健 人君	副議長 木 村 良 一君	1 番 船 橋 侑 雅君
2 番 荒 内 護君	3 番 内 海 伸君	4 番 田 中 大君
5 番 亀 田 弘 徳君	6 番 田 中 茂 勝君	7 番 太 田 満 則君
8 番 倉 内 清 一君	9 番 畑 井 勝 廣君	10番 田 中 光 弘君

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者職氏名

町 長 船 橋 茂 久君	副 町 長 山 田 光 昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 田 中 正 美君	総務課指導監 金 津 良 紀君
企画政策課長 塩 越 信 子君	税 務 課 長 柴 田 正 一君
町 民 課 長 千代谷 文 徳君	福祉介護課長 竹 達 暁 教君
福祉介護課指導監 須 藤 昌 毅君	健康増進課長 大 水 要君
健康増進課指導監 森 山 実 希君	農政課長・農業委員会事務局長 垂 井 智 也君
水産商工観光課長 畑 井 幸 治君	地域整備課長 三津谷 博君
地域整備課上下水道管理室長 近 藤 吏君	会 計 管 理 者 工 藤 英 仁君
平内中央病院事務局長 小 形 正 樹君	平内消防署長 川 村 徳 仁君
教 育 長 渡 辺 伸 一君	学校教育課長 須 藤 鉄 博君
生涯学習課長 小 林 正 人君	

事務局出席者職氏名

議会事務局長 船 橋 寿	事務局副指導監 石 岡 むつき
--------------	-----------------

振鈴（午前10時00分 開 会）

議 長（船橋健人君）皆さん、おはようございます。

携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、音の出ないように御配慮お願いいたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員が12人でありますので、会議は成立します。

本日の会議は、議事日程表第3号により進めます。



日程第1、一般質問

議長（船橋健人君） 日程第1、昨日の会議に引き続き一般質問を行います。

それでは、10番、田中光弘君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、10番、田中光弘君。

10番（田中光弘君） 皆さん、おはようございます。通告の順に従いまして一般質問を行います。

1点目は、有害鳥獣被害防止対策についてであります。

全国町村会は、11月19日東京都内で大会を開き、クマの出没時に自治体判断で市街地での発砲を可能とする緊急銃猟に備え、国主体で講習や訓練を行うよう求める要望書をまとめ、全国町村会長は「市街地に出没するクマに様々な対策を講じているが、個々の自治体での対応は限界に来てる」と強調されました。

国が抜本的な対策を講じるよう、その訴えを報じるほど、クマ対策は全国的な大きな課題となっております。

哺乳類でも、人間の場合は、住民票で人数、住まいが分かるわけですが、野生の哺乳類は調査結果数よりも個体数は多いと言われていています。人的被害や食害を与えなければ、防止対策を講じなくて済みますが、当町の現時点での計画である令和7年度から令和9年度までの取組を推進する作成の平内町鳥獣被害防止計画が今年令和7年2月28日に策定されました。

そこで次の点を質問いたします。

1つに、今日までの今年度の現状として、クマ、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシの種別ごとの町の日撃情報に対する町の対応と捕獲数、被害状況について、また、目撃については、全て通報されていないように見受けられます。行政として個体数や位置関係を十分に把握する必要があると思いますが、通報しやすい体制づくりについてお伺いいたします。

2つ目に、目撃情報によって、町では、防災無線放送による注意喚起を促していますが、場所の詳細と捕獲後の情報を知りたいとの要望があります。見解をお伺いいたします。

3つ目に、ここ数年間の鳥獣被害防止総合対策交付金の使途をお伺いいたします。

4つ目に、急増する有害鳥獣による農作物被害を防止するため、農地に設置する被害防止柵の電気柵、ワイヤーメッシュ柵、ネット柵、金網柵の資材購入費用の一部を補助する制度制定について見解をお伺いいたします。

5つ目に、令和7年2月28日作成の令和7年度から令和9年度までの取組を推進する平内町鳥獣被害防止計画では、被害対策の実施単位は、猟友会と平内町農政課に所属する職員で構成しております。かつ、猟友会全員を対象鳥獣捕獲員に任命し、捕獲能力の高いライフル銃を使用することを認めています。

しかしながら、課題として猟友会会員の高齢化が進み、担い手の育成が必要であるとしていますが、課題解決に向けての方策をお伺いいたします。

6つ目に、平内町鳥獣被害対策協議会の構成機関との連携はどうであったかお伺いいたします。

7つ目に、民家に出没した場合は、市町村長の判断で可能となる緊急銃猟制度について、県が11月25日に、市町村関係者にマニュアル案を提供しましたが、当町の策定めどと作成していく上での課題についてお伺いいたします。

2点目は、外の埋立地新設計画についてであります。

町では6年前、令和元年の埋立地の測量調査の結果を受け、新最終処分場建設予定地や必要な機能などについて、昨年、令和6年1月12日から2月9日の期間に町民アンケートを実施いたしました。その結果、回答の85%が、現在地付近の外の沢地区で、処分場の構造では屋根付きではなく、オー

ブン型が73%を占めました。

今後の方針として、新最終処分場の建設は、今後の社会情勢及び廃棄物処理を取り巻く施設整備の状況を踏まえて、町民の意見を考慮し、建設事業の展開を慎重に検討と位置づけました。

しかし、アンケート調査の1年前、令和5年3月に策定した平内町一般廃棄物処理基本計画の外の沢埋立地の概要では、埋立て予定期間を昭和55年度から令和6年度としております。

そこで次の点を質問いたします。

1つに、外の沢埋立て容量は、14万1,259立方メートルですが、令和元年の埋立地の測量調査時の容量と現在の容量についてお伺いします。

また、併せて埋立て予定期間を令和6年度まで、昨年までとしておりますが、その整合性についてお伺いいたします。

2つ目に、アンケートの後に、建設事業の展開を慎重に検討との方針を打ち出しております。町民からは「外の沢処分場建設の件はどうなっているのか」とよく聞かれます。現況及び計画の展開についてお伺いいたします。

3点目は、町内会等運営助成金事業についてであります。

町がこの事業を進めた経緯として、1つに、公民館運営において、冠婚葬祭等での使用減により、使用料の収入が見込めず、電気料や燃料費等の上昇により維持管理費の負担が大きくなってること。

2つ目に、公民館を抱えていない町内会でも、会員減少による町内会費の減収や、コロナ禍での活動自粛期間のコロナ禍前の活動に戻るための活動を行う必要があるとのことであります。

そこで、町内会の活動支援として、令和5年度から3年間、1町内会10万円の助成金を交付したのであります。さらに、使途を町内会の裁量に委ねるとのことで、町内会運営を担っている方にとっては大変ありがたいものであります。

しかしながら、この事業は、当初の令和5年度だけの単独事業として、単年度事業としての施策だったゆえに、今回も事業の継続を求めるものであります。

何よりも町内会、公民館運営に寄与するうえで、縛りのない町内会の裁量で使途できることを評価してのことであります。

さきの9月開催の第3回定例会の決算特別委員会で、同僚議員の問いに、総務課長より、財源があれば恒久的に支出したいが、今後については、上司と相談しながら検討したいとの答弁を受け、各町内会長や会計担当者から率直な思いを聞きました。

要約すると、大変助かっている。是非とも継続してほしい。が多数の声でした。

昨年12月定例会での町長の答弁にあった関係者の声と同様でありました。

継続に対しての見解をお伺いいたします。

4つ目に、防災無線チャイムに平内町民歌を。

「国原の北の果てなる うるわしき夏泊岬 くないに椿花咲き かぐわしき希望いろどる  
ああここにして 大いなる 時代にすすむ 平内 平内町を われら謳わん」平内町民歌の1番目の歌詞です。

先だつての10月25、26日に、体育館で開催された平内秋まつり初日のオープニングで、町制施行70周年記念として、青森山田中学高等学校吹奏楽部が、平内町民歌を演奏しました。

なぜか、同時に、隣の山村開発センターで開催された文化祭でも、文化協会所属のコーラス部が町民歌を広めようと毎回町民歌を披露しております。

10年前の町制施行60周年の際に、定例会で提案したときは、県内市町村でも防災無線チャイム

で市民歌、町民歌、村民歌を流してるのの一部だったと記憶しております。

現在、把握しているだけでも、平川市、三沢市、むつ市、板柳町、横浜町、階上町、田舎館村と一様に町民歌が流れることで、住民が我が郷土を意識し、地域への愛着につながっているとの評価を得ております。

ユニークなのは、マグロの町、大間町では歌手の福田こうへい歌唱の「一番マグロの謳」であり、他市町村でも地元に関連した御当地ソング、当町であれば平内音頭、ほたて音頭と、ほとんどが昼の12時に流しています。

町民歌を流す意義は、町民が自分の町を認識し、住民の日常の一部となり、地域への愛着が自然と育まれることにつながると思うのであります。

防災無線が開通してから四十数年、現在のチャイムに慣れ親しんでいる方もいると思いますが、郷土愛を育む一環として検討していただきたいと思っております。

以上、壇上での質問を終わります。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、町長。

**町長（船橋茂久君）** おはようございます。

それでは、田中光弘議員の御質問にお答えをいたします。

第1点目の有害鳥獣被害防止対策についての1つ目、今年度の現状として、種別ごとの町への目撃情報に対する町の対応と捕獲数、被害状況についてであります。通報があった場合の鳥獣ごとの対応については、いずれの有害鳥獣につきましても、基本的に町職員が現地確認をし、防災無線や町の公式LINEで周知を行い、必要に応じてわなの設置をしております。

次に、捕獲数、被害状況についてでございますが、11月末時点での捕獲数はツキノワグマ6頭、ニホンザル0頭、ニホンジカ21頭、イノシシ20頭となっております。

被害状況につきましては、クマによる被害は1件で、主にデントコーンの食害がございました。

ニホンザルによる被害はありません。

ニホンジカによる被害は、主に大豆が多く、被害面積126アール、被害量820キログラム、被害金額12万1,000円となっております。

イノシシによる被害が主に野菜が多く、被害面積5.2アール、被害量800キログラム、被害金額11万5,000円となっております。

次に、通報しやすい体制づくりにつきましては、通報が来た際、通報者の氏名等を伺っておりますが、無理に答えなくても、匿名の通報として処理するため、町としては通報しにくい体制ではないと考えております。

しかし、町民へ被害、目撃等の情報提供のお願いなどは改めて周知する必要があると考えております。

次に、2つ目、目撃情報の場所の詳細と捕獲後の情報を知りたいとの要望についてでございますが、目撃された場所付近に、目印となる公共施設等がある場合は、その旨放送しており、町民に分かりやすい内容となるよう努めておりますが、目印がない場合は行政区域のみの周知となっておりますので、分かりやすい内容となるよう工夫しながら周知してまいりたいと思っております。

また、捕獲後の情報につきましても、同一個体か判断できないため、間違った情報となるおそれがあるため、難しいものがあると考えております。

次に、3つ目、鳥獣被害防止総合対策交付金の使途についてであります。この交付金を利用して、令和5年度に、サル用箱わなを2基、クマ用箱わなを2基、令和6年度にシカ用くくりわなを10基、

令和7年度はイノシシ用箱わなを3基、シカ用くくりわなを3基、鳥獣がわなに捕獲された際、町へ通報されるわなセンサーを7基、監視カメラを6基購入しております。

次に、4つ目、被害防止柵の資材購入費用に対する補助制度の制定についてでございますが、内海議員からの御質問にもお答えしたとおり、令和8年度より農作物を販売する農業者を対象に、電気柵等への助成を検討しているところであります。

次に、5つ目、猟友会会員の高齢化についてでございますが、議員御指摘のとおり、全国的に高齢化や担い手不足となっているのが現状でございます。当町においても例外ではなく、高齢化が課題でございましたが、令和6年度に若手グループが結成し、課題は解消されつつあると認識しているところでございますが、新たな担い手の確保は継続して取り組む必要がありますので、猟友会会員に免許取得時に、県の補助事業等を周知し、担い手確保に努めていきたいと考えているところであります。

次に、6つ目、平内町鳥獣被害対策協議会の構成機関との連携についてでございますが、クマ等の目撃情報を受けた場合、まず、町担当課で現状の確認を行い、農作物への被害状況等から箱わなの設置、民家などがあれば警察等の関係機関へ必要に応じて連絡を行うとともに、周辺住民に防災無線等で注意喚起を実施しておるところでございます。

猟友会との連携につきましては有害駆除の場合、その都度駆除の依頼を行い、迅速に対応していただいているところでございます。

次に、7つ目、緊急銃猟対応マニュアル案の策定の目途と課題についてでございますが、本年9月に施行されました改正鳥獣保護管理法により、人の日常生活圏において、クマやイノシシ等が出没し、人身被害のおそれが想定される場合、市町村長等の判断において、銃猟が可能となりました。マニュアル作成の目途につきましては、早急に策定するよう指示しておりますが、県及び町鳥獣被害対策協議会の構成員であります警察、猟友会等、関係機関と慎重に議論を重ねて、町の現状に即したものとなるよう策定したいと考えているところであります。

また、策定していく上で課題につきましては、緊急銃猟制度は、市街地に出没したクマや、イノシシ等に対して、市町村長等の判断でハンターが発砲、駆除できる仕組みとなっておりますが、先般行われた説明会において、責任の所在の不明確さやハンター不足、制度運用の複雑さなど多くの課題が指摘され、いまだ不透明な部分もありますので、関係機関と十分に協議をし、繰り返しとなりますが、町の現状に即したものとなるよう策定したいと考えているところでございますので、何とぞ御理解をいただければと考えております。

次に、2点目、新最終処分場建設についての1つの目、埋立地の令和元年度容量と現在の容量についてでございますが、令和元年度では約1万2,000立方メートルであり、令和6年度では1万500立方メートル余りであります。

なお、令和2年度までの埋立量は年平均1,000立方メートル余りだったものが、令和3年度から海岸ごみ等の処理をむつ市並びに八戸市の民間事業所へ処理を依頼したことから、現在は火災等が出る災害廃棄物並びに動物の死骸など、必要最小限の受入れとなっていることから、直近3年の年平均埋立量は80立方メートルとなっております。

また、埋立て予定期間についてでございますが、令和5年3月策定の一般廃棄物処理基本計画において、議員御指摘のとおり、令和6年度までとしておりましたが、先ほど述べたように、受入れの抑制を図り、残容量があることから、昨年度、県へ令和16年度までの10年間延長手続きが済みしておりますので、今後の計画改定において反映してまいりたいと考えております。

次に、2つ目、現況及び計画の展開についてでございますが、現況は、先ほど述べたとおり、受入れ

は必要最小限に限定していることから、埋立量は非常に少量であります。

また、対応可能な既存の民間事業所や、青森市内に新たに民間事業所による最終処分場建設の情報があることから、今後、情報収集に努め、当町の最終処分場建設の必要性を含め検討してまいり所存でございます。

いずれにいたしましても、最終処分場の案件は非常に重要であると認識しておりますので、引き続き持続可能な安全性の高い廃棄物処理体制の構築に向け必要な協議をしてまいりたいと考えております。

次に、3点目、町内会等運営助成金事業の継続はについてであります。まず、町内会活動は地域コミュニティの維持・防犯・防災等に必要な役割を果たしていることは、私としても十分認識しているところでございます。

しかしながら、予算編成で基金の取崩額が増加傾向にある当町の厳しい財政状況や限られた財源を多様化する行政需要に対応させていく必要性を踏まえ、現行規模での助成金制度を恒常的に維持することは困難であると判断しているところでございます。

また、町内会は任意加入の団体であり、加入率の低下が進む中、特定の任意団体に対する公費支出を継続することの公平性についても、これまで以上に慎重な検討が求められます。

全ての住民が負担する税金を財源とする以上、行政として公平性・透明性の確保は不可欠であると考えております。さらに、これまでも各町内会の規模・世帯数の多寡にかかわらず一律の金額の助成額について不公平であるとの指摘も少なからずあったことから、今後は金銭的助成に依存しない新たな支援の在り方を考えていきたいと思っております。

次に、4点目、防災無線チャイムに平内町民歌をについてであります。平内町民歌の放送につきましては、町への愛着を深め、文化を共有していくという意義は十分理解しております。今回の御質問を受けてから、防災行政無線を保守管理している業者に聞き取りをし、音源があれば取り込むことは可能であるとの回答も得ておりますし、町民歌のCDも聞き、その音楽の長さについても調査し、前向きに考えておりましたが、唯一ある音源のCDは歌詞入りのみのもので、メロディーだけのものは存在しないということでございました。メロディーのみの音源を作成すると費用も当然かかることとなります。それならば、歌詞入りでもと思われるかもしれませんが、これまでの時報に関しては、何十年も朝昼はチャイム、夕方にメロディーを放送し、議員の質問にもあるとおり、慣れ親しんでいるところに歌詞入りの町民歌を昼の時間帯に放送することは、これまでと違いが大きく、生活音として気になる方や、乳幼児のいる家庭での負担がさらに大きくなるものと予想されるところでございます。

以上のことから安心して暮らせる静かな生活環境を守ることを優先し、今後もこれまでと同様の時報を流すことにいたします。

町民歌の普及や周知につきましては、本年度より生涯学習課が行う各種イベントのBGMとして活用しておりますので、徐々にではありますが広まってくるのではないかと考えております。

今後も引き続き学校教育や地域行事、広報誌、デジタル媒体での紹介など、無線放送以外の方法で、よりよい形を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。（「はい」の声あり）

**議 長（船橋健人君）** はい、10番、田中光弘君。

**10番（田中光弘君）** 通報しやすい体制づくりということで、最初の通報、名前だけで済むということでありましたので、これは結構、私の知っている人の中でもこういうことを言えば、はっきり通報

しやすくなるのではないかなというふうに思います。

そこで、通報をしなくて、後に、その目撃者から「実は、その日にクマを見たよ」と言われたときに、第三者から農政課に連絡した際には、目撃情報数としてカウントされるのかどうか、その点についてお伺いいたします。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）**はい、垂井課長。（「はい」の声あり）

**農政課長・農業委員会事務局長（垂井智也君）**ただいまの御質問にお答えいたします。

その件に関しても通報件数のほうにカウントしております。

以上です。（「はい」の声あり）

**議長（船橋健人君）**はい、10番、田中光弘君。

**10番（田中光弘君）**個体数、また位置関係をきちんと把握することは非常に大事だと思っております。現在の町のホームページ、このホームページのクマの出没というところまで検索、ここまですり着くのに大変。平内町のホームページで見てもなかなかすり着くのに面倒だと、もう少し簡単にならないかなと思っておりますけども、町のホームページのクマの出没マップは、町から県自然保護課に情報を流して、県が入力した後に、町のホームページに出没情報を反映させるには時間差があるということで、県では、今後、町農政課が地図に直接目撃地点や被害情報を入力できる機能にする。すなわち、町のホームページの出没マップは農政課で入力できることとなります。

そこで、町のホームページの出没マップを見た場合に、このマップの一覧表の更新日が2025年2月20日になっておるわけで、その情報というのが5年度、6年度、昨年を目撃情報数及び地図のマップに記されているというわけで、今年の情報がかめないわけですよ、ホームページを見ても、この点についてどう思いますか。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）**はい、垂井課長。（「はい」の声あり）

**農政課長・農業委員会事務局長（垂井智也君）**ただいまの質問にお答えいたします。

県のすみません、鳥獣の目撃に関しましては、先ほど議員、おっしゃったとおり、県のほうに報告いたしまして、県の出没の情報のマップに掲載されることとなっておりますが、担当の仕事時間も違いまして、時間差があるのはおっしゃるとおりでございます。その点に関しましても町から県のほうになるべく早めにマップのほうに掲載お願いしたいと思っております。

町のホームページのマップに関しましても、こちらに関しましても早急に対応するようやっていきたいと思っております。

以上です。（「はい」の声あり）

**議長（船橋健人君）**はい、10番、田中光弘君。

**10番（田中光弘君）**是非ともそういうふうにしていただきたいと思っております。

次に、その捕獲しましたよということを防災無線で流すことは難しいというふう言われたんですけども、どこが難しいんでしょうかね。これまでも捕獲数を見た場合に、そう多くはないわけでありまして、とにかく聞かれるのは、その後どうなったと、どうなりましたというのが一番多いわけで、やっぱり一安心させるひとつそういう面においても、やはり防災無線で捕獲したことを流すべきではないかというふうに思いますけども、もう一度その点を。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）**はい、垂井課長。（「はい」の声あり）

**農政課長・農業委員会事務局長（垂井智也君）**ただいまの御質問にお答えいたします。

目撃情報があった地区において、仮に箱わな等を設置し、そこに捕獲されたというクマ、同一のクマであればいいんですけども、そこに2頭、3頭といった複数の個体も存在すると思っております。そこで

目撃したクマと同じクマが捕獲されて、駆除されればいいんですけども、その目撃されたクマと違うクマがまた現れるというようなこともございますので、ちょっと目撃、捕獲情報の放送に関しては、慎重に今後検討していきたいと思っております。

以上です。

**議長（船橋健人君）** はい、10番、田中光弘君。

**10番（田中光弘君）** 慎重に検討していただきたいと思っております。

目撃したクマ、また捕獲したクマ、それは違ってもよさそうだと思うんですよ。要は捕獲したかどうかということですので、そこら辺は検討してください。

それと電気柵を設置する、そういう予算を組むというふうなことでありますけども、もう少し具体的な予算とか、それと電気柵のどのぐらいの量、長さか教えてください。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、垂井課長。（「はい」の声あり）

**農政課長・農業委員会事務局長（垂井智也君）** 今現在、当課で検討している内容ですが、全国の市町村の実施されている市町村のほうも検討しつつ、助成金額も踏まえまして、これから当初予算で計上したいと思っております。

現在、数量のほうは、今後決めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。（「はい」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、10番、田中光弘君。

**10番（田中光弘君）** それは電気柵を何段にするというふうに、そういう予定にしておりますか。

（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、垂井課長。

**農政課長・農業委員会事務局長（垂井智也君）** ただいまの質問に答えいたします。

電気柵の段数でありますけども、そちらのほうは設置する農業者に検討していただくものでありまして、こちらのほうでそれに合わせて助成のほうも考えております。

以上です。（「はい」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、10番、田中光弘君。

**10番（田中光弘君）** 分かりました。

それから、猟友会でありますけども、昨年の12月の定例会の経済文教常任委員会で同僚議員から、5人というふうに言われましたけども、今現在、どういうふうな状況でしょう。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、垂井課長。

**農政課長・農業委員会事務局長（垂井智也君）** ただいまの御質問にお答えいたします。

今現在は、猟友会2団体ございまして2団体合わせまして13名の構成人数となっております。

以上です。（「はい」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、10番、田中光弘君。

**10番（田中光弘君）** 13人のうちに、狩猟免許を持っている方、それぞれ平内班、小湊班、何人いるか、教えてください。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、垂井課長。

**農政課長・農業委員会事務局長（垂井智也君）** ただいまの御質問にお答えいたします。

銃免許所持者でありますけども、平内班5名、小湊班4名となっております。

以上です。（「はい」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、10番、田中光弘君。

**10番（田中光弘君）** 13人ということは、平内町にとってみて、ハンターの人数としては、ちょうどいい人数なのかどうか。

それと、狩猟免許を持たない人に対して、免許を持つようにというふうな指導まではいかないんですけども、そういうふうに要望するということについてはどのように考えておりますか。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、垂井課長。

**農政課長・農業委員会事務局長（垂井智也君）** ただいまの御質問にお答えいたします。

今現在、銃の免許所持数につきましても、充足感をそれほど感じておりませんので、人数はちょうど足りているかと思いますが、担い手不足解消を継続ということで、今後も県の事業等を活用しながら担い手のほうを募集していきたいと思っております。

あと免許まだ持っていない方々に対しましても、県の事業ありますので、そちらの事業のほう進めていきたいと思っております。

以上です。（「はい分かりました」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、10番、田中光弘君。

**10番（田中光弘君）** とにかく鳥獣、特にサルとかシカとかクマ、大分増えてきております。気候、環境、自然環境も全部含めてますます増えつつあります。そういうふうに専門家でも警鐘を鳴らしておるわけなんですけど、それに対してのやっぱり町として、農政課として、その役割はかなり重要な位置を占めておりますので、是非とも頑張ってくださいと思います。

2番目の処分場のことでありますけども、ただいまの答弁をお伺いいたしまして、10年延長することでありました。確かに令和6年度までというふうになっておりますんで、これはどうということかなというふうに聞いておるわけなんです。さっき容量のことを聞いたわけなんですけども、残余の埋立て面積、これは計画書を見れば、令和元年度から7年度の7月のことがちゃんと載っておりますので、計算すれば、30年も40年ももつじやないかなというふうに、こういうような測量値になっております。

これ、やはりアンケート取った後どのように町は進めるかっていうのが、関心事が高いわけでありまして、その点については、そういう搬入する中身も変わってきていることでありますし、また、当時の搬入量もそういう形が変わって少なくなっているということも踏まえて、今の実態、計画の中でのそういう今の現況について、やっぱり町民に発信するのが必要ではないかというふうに思っております。そういうことを踏まえて、広報ひらないにでも記載するべきだと思うんですが、その点についていかがでしょうか。

**議長（船橋健人君）** はい、町民課長。（「はい」の声あり）

**町民課長（千代谷文徳君）** ただいまの御質問にお答えします。

議員、御指摘のとおり、ホームページ等、また、回覧等、そういうものを利用して町民へお知らせすることを検討してまいりたいと思います。

以上です。（「はい」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、10番、田中光弘君。

**10番（田中光弘君）** よろしくお願ひします。

3点目の町内会の運営助成金事業の継続ということに対しては、8年度はしないという答弁であり

ました。

確かに、世帯数も各町内会で違いますし、ただ、平内町の中央部に占めている町内会と、離れている地区の町内会というのは、会計の会費に占める各助成団体とかいっぱいあります。

例えば、消防車を抱えているとか、公民館を抱えているとか、お宮を抱えているという町内会、会費の半分ほど助成金に回るんですよ。中央部の場合は13町内会あっても、公民館で言えば、そういうふうに出費するのがないと思うんですよ。開発センターが公民館になっておるわけで、それとまた消防車が、消防団が1分団、あとお宮はなしという中であれば、世帯数は世帯数でちょっと多少はあったとしても、やっぱりそういう助成する団体の多い町内会にとってみれば、非常に出費が高いと。

そこで、令和7年度原資、これは国の高騰物価の交付金を充てておりますけども、5年度、6年度原資は何でありましたでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、総務課長。

**総務課長・選挙管理委員会事務局長（田中正美君）** お答えをいたします。

令和5年度が青森県物価高騰緊急対策市町村交付金です。先ほど議員おっしゃいました7年度は、国、6年度も7年度と同じ助成金を原資として充てております。

以上です。（「はい」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、10番、田中光弘君。

**10番（田中光弘君）** 8年度はその交付金の見通しというのは、まだ通常国会前でありまして、大体のそういう情報が入ってくるのではないかと考えておりますけども、そういうのもまだつかんでおりませんか。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、総務課長。

**総務課長・選挙管理委員会事務局長（田中正美君）** いろいろ報道等では流されてはおるんですけども、きちとしたことがまだ決まっておりませんので、来るというようなことは断言できません。

以上です。（「はい」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、田中光弘君。

**10番（田中光弘君）** 仮にですよ、もしかして来ましたら、是非ともその交付金を町内会の助成金に今までどおり使っていただきたいと、回してほしいというふうに要望したいんですが、それについてはどうでしょうか。町長にお伺いいたします。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、町長。

**町長（船橋茂久君）** 財源についてということでございます。

財源については、去年とか、いろんな国からのそういう財源ございました。ただ、令和8年度については、これから今現在、国の補正予算、それから当初予算等が議論される中で、どういうふうになるかまだ全然分かりません。例えば、そういうものが原資として来るのであれば、結果として出せるのかもしれませんが、今のところ、その辺が判然としませんので、我々としてもそういうことでございます。

以上です。（「はい」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、田中光弘君。

**10番（田中光弘君）** もし、決定いたしましたら是非とも町内会の助成金のほうに充てていただきたいと、仮に来なかった場合、私、先ほど申し上げましたけども、各町内会によって様々な助成、町内会の中の団体への助成金の割合とか結構あるのとなない町内会もあります。そこら辺も加味しながらも、例えば均等割プラス世帯数に単価というふうには、やっぱり総額450万円ですが、低くてもやっぱり

欲している町内会もありますんで、そういうところも検討していただければなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、町長。

町長（船橋茂久君）個別にどうするかということはまだ検討しておりません。

いずれにいたしましても、国からそういう原資がなければ動けませんので、その辺は御理解いただきたいと思います。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君）是非とも前向きに検討していただきたいと思いますが、最後です。町民歌の防災無線で流していただきたいということでもありますけども、あのCDのメロディー入りは費用がかさむということだというふうな答弁でありましたけども、なぜそういう、どのぐらいの費用がかかるのでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（田中正美君）お答えをいたします。

きちんとした見積りを取ったわけではございませんけれども、情報としては60万円から70万円ぐらいもかかるというふうな情報が入っておりました。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君）そのCDというのは、歌唱と曲が混ざり合っただのを歌唱だけを切り離すという、そのためにかかるということでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（田中正美君）お答えいたします。

そのとおりでございます。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君）実は、そういうふうにしなくても、演奏したもののスマホで録音し、そのスマホの中に音楽のデータファイルというのが使えますので、そのスマホからパソコンに移してCDに焼き付けるというふうにいけばお金はそうかかりません。管内の中でも楽器に得意な人がおります。そういうふうにしていけばお金がかかりませんが、それについてはいかがでしょう。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（田中正美君）お答えをいたします。

管内というのは、平内町民の中からそういう人を、たけた人にやっていただくというような御質問だと思うんですけども、そういう場合にも著作権とか、あるいはそれにたけた人といいますが、専門家でないわけでありまして、素人がつくったものを平内全域に流すっていうことは、ちょっと懸念しなければならないというふうに考えております。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君）今ですね、この県内の町村の中でも、当町のこのウエストミンスターの鐘、キンコンカンコンから、そういう御当地ソングとか、町民歌に替えて移しているようなところが結構多

いわけです。

1回、そういう防災無線に流す前にですよ、そういうふうにしてみて、聞いてから判断すべき、または、試験的に流してみて、そういう評価はどうであるかということも把握してから決める、常時流すように決めるべきではないかなというふうに思うわけですが、その点についていかがでしょう。

(「はい、議長」の声あり)

**議長(船橋健人君)** はい、総務課長。

**総務課長・選挙管理委員会事務局長(田中正美君)** お答えをいたします。

先ほど町長の答弁にもあったとおり、ここ40年ぐらいですか、この時報にしてから、朝、昼はチャイム、夕方はメロディーということで、本当に議員お話ししたように慣れ親しんでいるところに昼の時間帯だけでも、それを限定的にでも流すということになりますと、今までも防災無線については、町とすれば大事な情報を放送しているつもりなんですけども、長いとか、繰り返して言うなどかというお叱りの電話は月に数件来ておりました。特に漁師さんたちは、朝早く沖に出るもんですから、帰ってくると、昼のちょうどお昼寝の時間に流れて、ちょっと睡眠妨害にもなるというようなことも数件お話も来ておりましたので、限定的にやるっていうのもそうですけども、限定的にやるにしても、そのメロディーを使う場合には、経費がかかるということもありますので、もし、仮の話はしたくありませんけれども、メロディーのものがもしできたとすれば、できたときに改めてそこでもう1回検討したいというふうに考えております。

以上です。(「はい」の声あり)

**議長(船橋健人君)** はい、田中光弘君。

**10番(田中光弘君)** 騒音という話が出ましたけども、しかし、大間町、福田こうへい、きんきらかんの民謡中心の高いキーをガンガン流しているわけです。ところが、やはり少しボリュームを下げています。ですので、これはもう本当に町民歌うちゅうのは最高にいい曲だと思っています。

と申しますのは、私、中学校の時の学校での町民歌は、詞は同じです。ところが、何十年か振りに地元に戻ってきました。曲が変わっていました。なぜか、誰も知りません。私も知っている方から聞いても、詳しいかなと思っている人から聞いても分からない。ところが時期的に、平内町民憲章、昭和55年制定、多分そのときに曲を変えたのではないかなというふうに思っています。前の曲よりも今の曲にしたほうがいいというふうな判断であったと思いますけども、それだけいい曲ということを紹介し、是非とも前向きに検討していただきたいということで私の質問を終わります。

以上です。

**議長(船橋健人君)** 以上で、10番、田中光弘君の一般質問を打ち切ります。

ここで暫時休憩したいと思います。会議は11時5分より開会いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

**議長(船橋健人君)** それでは、休憩を取り消し、会議を再開します。

続いて、7番、太田満則君の登壇を許します。(「はい、議長」の声あり) はい、7番、太田満則君。

**7番(太田満則君)** 7番、太田でございます。通告に従いまして質問いたします。

今年は台風の上陸が例年に比べ本当に少なかったように思います。ただ、全国的には異常気象によると思われる山火事や住家の火災が頻発、甚大な被害を受けました。

昨日は、また、テレビで大規模な山火事の発生が報じられておりました。自衛隊の方々のヘリコプ

ターによる消火活動も映し出されておりました。本当に御苦労さまでございます。

私のほうでは、8日深夜に発生いたしました地震、その後、初めて後発注意報というものが発表されました。この後も注意を要さなければ駄目だということでございます。

さきの東日本大震災のとき、私はここの場におりました。多分、何人かもいたかと思えます。一晩中、庁舎に詰めて、あちこちと連絡したのを覚えてございます。本当にそういうのがないようにと、こう思っております。

今年の稲作の作況指数は、ここの地域ではよかったと聞くものの、一方の主産業の一つでありますホタテ養殖業は、原因が特定されないものの、ここ数年にわたり高水温が主原因と言われ続ける壊滅的な不漁が続いております。一日も早く前の状態に戻るようにと、こう祈っております。

また、給与所得は名目上増えたものの、物価上昇に追いついていないなどとも言われます。ちまたでは年末を控え、諸物価の上昇に悲痛な声を多く聞きます。国では、経済対策の補正予算を審議中でございます。議決後は、一日も早く町でも支給が必要と思われれます。決まりましたら、待っている人たちに一日でも早く支給されるようにしてほしいと、こう思っております。

それでは、質問の第1点は、今回、今日もでしたが、ほかの議員からも質問の出ているサル、クマのほか、ニホンジカ、イノシシ等のいわゆる獣害対策についてであります。

町に最初出没し、話題になったのはニホンジカだったように記憶しております。シカにより畑に植えて出てきたばかりの新芽を食い荒らす、あるいは、田植えが終わったばかりの稲の苗の食害、そんな話だったように思います。

前から聞いていた獣害対策は、下北半島、津軽半島の地域に行けば、道路に頻繁に出てくるサル、そしてニホンジカでございます。国の特別天然記念物に指定されている下北のニホンザル、その他、氷河期の生き残りと言われております特別天然記念物のカモシカでございます。私も前に魚釣りで下北地域に出かけた際には、道路脇で頻繁に見ました。そのほか、前に、横浜町で業者が展示していたタイワンザルの檻からの脱走による近隣地域での生息、実際、私もその国道沿線の場所を通りかかった際には、観光客と思われる人が乗った停車中の車の回りに、餌を求めてサルが取り囲んでいる光景を見たことがあります。傍目にはかわいいものの、その当時、新聞に書かれてたのは、特別天然記念物に指定されている下北のニホンザルとの交雑による新たな命の出産、これが問題にされておりました。幸いその後、問題のサル騒ぎは収束いたしました。

一方、津軽半島のサルを知ったのは、今から30年ほど前でございます。蟹田地域に山菜、タケノコを採りに行った際、地元の人に連れていってもらったわけでございますが、サルの群れと遭遇いたしました。10匹ほどの群れでしたが、木の上から小枝を投げられるなど、威嚇された経験がございます。ちょうどその頃、仙台にいる弟のところに行った際にも、近くの畑、林の周りにイノシシ、シカが出没すると、そして農作物等被害防止のため対策の費用が大変だと、こう聞いたことがありました。

地球温暖化の影響だと思いますが、その後、生息域が年々北上してきておりました。私らが小さい時分、小学生の高学年ともなれば、冬になれば、これといった遊びもないことから、私も何匹も取ることはできませんでしたが、ウサギを取るため針金で輪をつくり、いわゆるくくりわなを仕掛けて、山を歩いたことがありました。今にして思えば、狩猟免許もなく、また狩猟税を納めることもなく、そんなことが必要だとも思わず、友達と競って山を駆け回り遊んでいたことが懐かしく思い出されます。

大分前、北海道では冬になれば、雪に埋もれ餌の少ないことにより、エゾシカが木の皮を食べるそ

ういう食害により木々が枯れる、そんな大きな被害を受けていると聞いたことがあります。そのために被害軽減のため駆除しなければと、そういう話も聞いたことがあります。

また、ヒグマの駆除も頻繁に行われているとも聞きました。ヒグマは、本州のツキノワグマとは大きさもどう猛さも格段違うと、北海道で猟をしている人から聞いたことがあります。中でもOSO18と呼ばれたヒグマが牛を頻繁に襲い、地域の人たちを恐怖におとしめたことが思い出されます。昔と違い食料として得るための狩猟は減ってきていると思います。狩猟免許更新のため、先日も会場に行きました際には、年配の人たちから、取ってきた獲物の解体場所に子ども、孫が来て、開口一番、「かわいそうだ」そう言うそうでございます。

その狩猟仲間が言うには「その一声で猟を辞めた人が何人もいると、だから猟をする人はだんだん減ってきている」と。今は、牛肉、豚肉、馬肉、鶏肉と店先に行くと指定すれば何でもあるほどの種類の肉が並んでおります。狩猟は、本来、個人の趣味だと、こう言われてきました。それが獣害対策のため狩猟する、とこう言われてございます。また、必要とされております。

先ほど田中議員からも言いましたが、町で把握しているいわゆる獣害対象としている捕獲数、それを知らせてほしいなということでございます。

第2点目の質問は、高水温によるホタテへい死により地域経済が回らず、これまでホタテ漁に従事している若者が、家業であるホタテ漁に見切りをつけ、転職を目指し、そして町外へ転出しているということを、何人もの親たちから聞かされました。私、前にもこの場でも言ったことがあります。続く声は「何とかならないのか」と「町は何をしているのか」と、「対策は何かしているのか」と「考えているのか」と、こう矢継ぎ早の質問、悲痛の声であります。

町は昭和41年頃からホタテ養殖が定着してきました。それまでこの地域は仕事がなければ、出稼ぎ、北海道だ、あるいは近畿圏だと、そういう具合に出稼ぎで生計を維持してきた人たちが、その後、先ほど話したホタテ養殖が軌道に乗り始めるということで、浜の人たちが出稼ぎに頼ることなく、地域で生活できるようになりました。それがここ二、三年続く原因不明の高水温等により、ホタテの死滅が続き、家計、生計が維持できないという悲痛な声を多く聞きます。

あわせて、町には若い人たちが働く場所が何もない、これが現状ではないでしょうか。「昔は、ご飯を食べさせ、生命保険なんかの保険を掛けてやり、そして、車でも買い与えればそれでよかった」と、こう年寄りたちは言っていました。

だが、昨今、温暖化が進み、それさえもままならないと、こう多くの人が言います。

言われるまでもなく、町内には若い人たちが求めるような環境、魅力的な仕事場がないに等しいと、こう思います。「その人たちの友達が勤めている他の地域の会社と、例えば土曜日、日曜日、定休日だと、ですから、自分も友達と一緒に遊びたい」と、愚痴をこぼされると、こう嘆いている親もありました。朝、国道で見ていると、野辺地方面に向かう車の列が続きます。反対に、夕方、青森方面に進む数珠つなぎの車が見えます。はっきりしたことは言いませんが、六ヶ所村の原燃関係の仕事に行っているのかな、こう推測しています。そのように通勤してでも通える仕事場があれば、少し時間がかかっても地域に若い人たちが残れる、こう思います。

町がこれから生き残るためには、若い人たちがいなければ駄目だと、こう私は思います。若い人たちに見捨てられた町に未来はないと、このように考えます。町は何かこれといった施策、対策を考えているのでしょうか。考えているのであれば教えていただきたい。これが壇上からの質問でございます。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、町長。

**町 長（船橋茂久君）** それでは、太田議員の御質問にお答えをいたします。

第1点目のサル・クマ等の獣被害対策についてであります。まず、近年、サル・クマの目撃情報や人身被害が全国的に増加しており、特に市街地や人家周辺での出没が多発し、社会問題となっております。当町においては、幸いなことに人身被害は確認されておきませんが、内海議員の御質問にもございましたが、水稲、大豆、トウモロコシといった農作物の被害が深刻になってきております。目撃情報につきましては、11月末現在において、全体で83件あり、そのうち、サルが23件、クマが42件の情報が寄せられております。さらにニホンジカ、イノシシに関しましても、合わせて18件でございます。

町の対応といたしましては、これらの目撃情報を基に現地を確認し、箱わな及びくりわなを設置しております。

また、被害減のための対策についてであります。繰り返しになりますが、当町においては、農作物の被害対策が急務となっていることから、農業者に対しては、現在行っているわなの設置による捕獲に加え、令和8年度より、農作物を販売する農業者を対象に、電気柵等設置に対する助成制度の検討、また、住宅地へのクマ等の出没に備え、緊急銃猟マニュアルの策定についても早期に整備したいと考えているところであります。

次に、2点目、ホタテ漁従事者の転出についてであります。陸奥湾のホタテガイ養殖業は、令和5年からの記録的猛暑による高水温の被害、令和6年は、餌不足も重なり、なお、令和7年はホタテガイの大量へい死のほか、マダイの食害の影響で、生産量が大幅に減産となる見通しでございます。生産者をはじめ、水産加工会社を含めた、青森県のホタテ産業は危機的状況であり、生産量の回復が急務でございます。

これまでホタテガイ養殖業は昭和の大量へい死、平成の大量へい死を経験してまいりましたが、生産者の皆さんはその時代において、回復に向けて努力を積み重ね、ホタテガイ養殖業を100億円産業まで復活させていることから、令和の大量へい死についても、必ず復活するものと信じております。

議員御指摘のホタテ漁従事者の転出について、ホタテガイのへい死がその理由として考えられるのであれば、まずは、対策としてホタテガイ養殖の親貝づくり等、安定した生産に向けた取組が必要であると考えており、引き続き漁協をはじめ関係団体と連携して、ホタテ養殖業の復活に取り組んでまいります。

なお、先般、平内漁協が開催しました漁業懇談会におきまして、若者がホタテ養殖業を辞めて働きに行くというような情報は寄せられておりません。

以上です。（「はい」の声あり）

**議 長（船橋健人君）** はい、太田満則君。（「はい」の声あり）

**7 番（太田満則君）** まず、今の獣害対策でございます。

先日、猟友会に入ってるのかな、入ってないのか、そういう人との話をする機会もありましたし、昨日も何か人が集まっているところに行ったら、そのクマ、シカの話になりました。その人たちが言うには、先ほども話したみたいに、担当者のほうからも答えていたように見ても、多分これが出没件数だと、こう言っても、それはあくまでも届けた人だと、昨日、私に話してくれた人は、「いやいやあれは極々一部だね」と、「なして」って言ったら、「見たってしゃべれば、その後の調べられるのが面倒だ」と、こういう話でした。場所と時間と何をとかって、そういうことなんでしょうけれども、そういうのがすごく面倒だということで、地域の人ほとんど話ししていないよと、これが実態だと思います。

ですんで、目撃情報だと話をする、その情報は今話したみたいに、私は本当に全部の数でない、あるいは報告されている数、何倍もの数が未報告されているものでないかなと、こう思いますけれども、担当者はどう思いますか。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）**はい、垂井課長。（「はい」の声あり）

**農政課長・農業委員会事務局長（垂井智也君）**ただいまの御質問にお答えいたします。

町といたしましても、その辺は議員おっしゃるとおり、見かけたものの町に通報するしないはありまして、町長答弁にもありました件数にはカウントはされておりません。その点に関しましても実態把握をするには非常に難しいものと考えておりまして、なるべく、通報を寄せていただくようにこれからも広報等を使いながら町民の方々には通報お願いしたいと考えております。

以上です。（「はい」の声あり）

**議長（船橋健人君）**はい、太田満則君。

**7 番（太田満則君）**今話したみたいに、町でもそれが実態ではないと、こう認識しているというのであれば、通報しやすいやり方、町に届けるのが即県に届ける様式になっているのか、そこら辺は定かではありませんが、少なくとも町の人により実態が分かるような周知方法が必要でないかなと、こう思いますので、どうぞ検討してほしいと、こう思います。

それから、緊急銃猟、鉄砲を持っている人たちが行って撃つ、あるいは箱わな設置、その人たちに猟友会に委託していると先ほど話をしました。そのほかにも、もしかすれば、町農政課で箱わなを持って、職員たちが行ってかけているみたいなこうニュアンスにも聞こえましたが、そこいら辺はちょっと教えていただきたい。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）**はい、垂井課長。（「はい」の声あり）

**農政課長・農業委員会事務局長（垂井智也君）**ただいまの御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり町で交付金を活用しながらクマ用の箱わな、イノシシ用の箱わな、くくりわな等購入しまして、町職員のほうでも出没数が多い箇所を設置しております。

以上です。（「はい」の声あり）

**議長（船橋健人君）**はい、太田満則君。

**7 番（太田満則君）**私、先ほども言いました。職員も見回りしているかも分からない。そのほかに、もしかすれば猟友会の人たちにも、わな設置すれば、毎日つつうぐらい見回りしなければ駄目だ、とこう私は思いますが、猟友会のほうでもかけているということでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）**はい、垂井課長。（「はい」の声あり）

**農政課長・農業委員会事務局長（垂井智也君）**ただいまの質問にお答えいたします。

猟友会の方々にも、わなの設置のほうお願いしております。それで、町の職員も当然、わなの設置もしております、猟友会の方々専業でやっている方はいないので、仕事の傍ら、時間を見つけて見回り等のお願いはしております。

以上です。（「はい」の声あり）

**議長（船橋健人君）**はい、太田満則君。

**7 番（太田満則君）**そこでです。今、専業で獲物取ってるっちゅう人はいないと、仕事だんであれば、これは仕事だと思っけども、自分の仕事の片手間とは言わないけども、その合間にそういう具合にしてかけたものを見回りする、あるいはクマは出た出ないというのは、話を聞かないんで、あれですけども、緊急銃猟ってしゃべれば、当然招集がかかると。その際の日当つつうのはどういう具合の

支給をしていますか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、垂井課長。

農政課長・農業委員会事務局長（垂井智也君）ただいまの御質問にお答えいたします。

もし、緊急銃猟等マニュアル策定しまして、そういう事態が発生したときには、町の予算を使いまして日当報酬等を支払う予定でおります。

以上です。（「分かりました。今、しゃべったみたいに、ごめん」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、太田満則君。

7 番（太田満則君）今、しゃべったみたいに日当等を支払いしている。だから私、先ほど言ったみたいに日当は幾らなんですかと。それが世間相場なのか、私に言った人は「とてもとても安い」と、このように言いました。幾らなんですか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、垂井課長。

農政課長・農業委員会事務局長（垂井智也君）ただいまの御質問にお答えいたします。

今現在ですが、町の条例等に合わせまして1日4,000円となっております。ですが出勤回数等多くなって、今、議員おっしゃるとおり、安いという話もありますので、その辺は今後近隣の市町村等を見ながら額の検討をしていきたいと思っております。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、太田満則君。

7 番（太田満則君）先ほど話したみたいに、安いと、その人、直接聞いた人からは、自分は仕事休んで行ったりすると、そんなにそんなに年休あるわけでもないしというような話もしてた人もあります。そのほかに、当然、山の中に行くわけですから、歩いて行くっつうのはなかなか難しい、車等を使うと、としゃべればガソリンとか燃料代もかかると、それから、先日、かかった獲物なるものを見せてもらいました。イノシシでした。140キロとか、そうすれば、一人、二人で動かすってしゃべっても、動かすこと自体が難しい。ですので、見回りとしゃべっても、やっぱり複数、役場の人たちも複数人で行ってるんだかも分からないけれども、その人たちも複数人で行かねば駄目だと、こういうことでしゃべれば、その日当そのものも、1人についてそのくらい出しているものなのか、1回につきで出しているものか、やっぱりそこら辺は検討する必要があるんじゃないかと、こう思いますが、どうでしょう。担当課長。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、垂井課長。

農政課長・農業委員会事務局長（垂井智也君）ただいまの質問にお答えいたします。

日当に関してもその辺も見ながら今後検討していきたいと考えております。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、太田満則君。

7 番（太田満則君）あともう一つ、ちょっと考えてほしいのは、緊急銃猟だとすれば、使う弾、銃弾ですよね、その人が言うには、スラグ弾なるものを使うと。「1発どのくらいだか」と、その人もよく言っていました。どのくらいだと思いますか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、垂井課長。

農政課長・農業委員会事務局長（垂井智也君）私、専門でもありませんが、報道等見まして1発当たり600円から700円くらいだと思っております。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、太田満則君。

7 番（太田満則君）その人が言うには「1発1,360円から高いのは4,000円する」と、このような話をしてました。その弾によって威力も違うし、火薬の量も違うと、そう思いますし、また、私、先ほどくりわなの狩猟免許あると、こう言いましたが、そのくりわななんか、1基4,000円から7,000円すると、ということで地域に獣害だということで、何とか駆除してほしいということでお願いするのであれば、やっぱりその分はある程度出すべきだと、こう思います。ただ口だけでお願いしますお願いします、これだけではやっぱり通らないと、こう思います。町長どんですか、今話したみたいに、やっぱり猟友会の人たちにも、いや、町から頼まれたけども、行くがと、ガソリン代もちゃんともらえるし、日当ももらえるし、弾代ももらえると、あるいは箱わなかければ、箱わなの分つつうのもある程度補助してもらえると、やっぱりこういう状態をつくらなければ、地域の人たちの獣害に対する認識、あるいは安心感は生まれないと、こう思いますけども、どうでしょう。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、町長。

町長（船橋茂久君）ただいまの太田議員の御質問にお答えをいたします。

今その日当なり、それから獣害を進めるに当たって必要な経費は、これはやはり町で持つべきだと思います。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、太田満則君。

7 番（太田満則君）どうもありがとうございます。

これで、そういうのに関わる人たちは少しは安心するんでないかなと、こう思います。その人たちが自分の仕事の合間を縫って、そういう緊急銃猟とか、あるいは箱わなの見回りとかそういうのにかかる、大儀だなどこう思わないような施策、是非新しい今の補正もあるんだかも分かりませんが、新年度の予算でも十分にそこら辺は確保していただきたいなと、こう思います。

そこで、先ほどもちょっと話も出ていました。それこそ狩猟に関わる人たちが、昔の年寄りってば、私もひっくるめての年寄りなんだけども、その人たちがだんだん減ってきていると、だけれども、こういう獣害というのに意識を持った若い人たちが増えてきているということはやっぱり地域にとってもすごくいいことでないかなあと思いますし、是非それに関わる人たちの研修つつうんですか、教育つつうんですか、いろんな場で進めてほしいなとこう思います。

というのは私、例年、春先になれば、イワナ釣りに行くんです。結構、田んぼの脇なんか流れてる川で釣るんですけども、その田んぼの畦がもう本当にスコップで起こされたみたいに荒れている。そういうのが現状です。私、イノシシは見たことはありません。ただ私の目の前をシカが10匹ぐらい群れをつくって横切ったことはあります。そういう意味では本当に地域にもいっぱいいるんだなど、こう思っておりますので、地域の安心を是非不安を取り除いていただきたいな、こう思いますのでよろしく願いいたします。

それでは先ほどの2点目の話になります。

やはり産業つちゅうのは、若い人たちが目指す、就きたい、望む、ある程度危険だけれども、きついけれどもお金がもらえる。そういうのでなければ、若い人もそうですし、年取った人でもそうですけれども、やはりそういう事業には就きたくない、こう思います。先ほど町長、私が若い人たちが云々と言ったっきゃ、そういう話を聞いたことがないと、こういう話をしました。

実は先々日、1週間ぐらい前、ある地域に行って、お母さん方と話をしました。今、私壇上でしゃべったことをそのまま言うんですよ「うちのわけもの、もう仕事辞めるつたと、よくなれば戻って

くると。んだはんで、しばしの間、親父、御袋二人だけで仕事やってけ」と、こういう声を私何人からも聞きました。町長には直接そういう声は届いてないということですが、実態はそうだと思います。若い人たちが、ここの地域に住まなければ、ここの未来はないと、私、先ほど壇上でも言いました。私本当にそうだと思うんです。若い人たちがここの地域に住まなければ、この後、人が増える、人口が増えるという要素もありません。今朝の新聞も見て分かる通り、年重ねた人たちはだんだんと広告欄に名前を連ねていきます。これが現状だと思うんですよ。

ですので、私は、何とか町でも、先ほど地域のお母さん方が言ってらったけれども「働く場つつうのをつくってもらえないか。そういう場が欲しいんだ」と、こう切実に訴えていますので、何とかそういうのをかなえる方法っていうのはないもんなんでしょうか。町長は今までどうのことをやってきました。（「議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、町長。

**町長（船橋茂久君）** 若者が定住するためのそういう一定の仕事があればということなんです、我が平内町は、昭和30年、3町村合併以来ずっと出稼ぎに頼る、一時は出稼ぎに頼ったと、それから昭和三十五、六年からホタテの養殖が始まって、海岸に住む方々はホタテの養殖業で頑張ってきたと。私、びっくりしたのは、これまで、米、米作一筋でやってきた方々がホタテ養殖業にみんな転換して、私はびっくりしました。ああこんなものなのかなということでございます。

しかし、我が町が産業と言え、水産業、あるいは農業の一部ということでございます。今、太田議員から町長何やってきたと、そういうこと何もやってきていないんじゃないかと、そういう意味かとも思いますが、それは違うと思う。私は私なりにこの十数年、一生懸命やってまいりました。子どもが育てやすいまちづくりとか、そういうことについて一生懸命頑張っただけでございます。

それから、水産業についても、特にホタテの養殖に関しては、漁港の整備、これを13、14ぐらい漁港がございますが、これを毎年整備する。大体1つの漁港で3年、4年かかります。一回りするともた30年、また初めからということになります。

皆さん、漁港を御覧なされたことございますでしょうか。我が平内町は、県内でも、漁港が多い町です。その中で、こんなに漁港が整備された町はありません。ほかの町に行ってみただけに分かると思います。

それから、町営住宅の整備、これは、町長に就任して一番先に始めた事業でございます。これも、20棟、40世帯が入れるそういう町営住宅を完成してございます。

何が、何をしたかということと言われると、非常に思いもございませんけれども、しかし一番残念なのは、そういう議員の方々の協力がもらえなかったということが一番残念でございます。

以上です。（「はい」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、太田満則君。

**7番（太田満則君）** 今、るるいろいろなことを言いました。若者の定住に結びつくようなことって何もないんじゃないですか。確かに、漁港の整備、漁港の整備は歴代、町の理事者が一生懸命取り組んできた結果です。

また、皆さん覚えておられる通り、全漁連の会長も私のほうの町から出ております。ですので、特に、水産庁なんかに行って、それこそ予算を取り付けてきたと、こういう話も聞きました。それはここの町にはそういう人たちが育ててきたからだ、その結果が今だと、私はこのように思っています。

私が言っているのは、若い人たちが勤められるような環境、あるいは工場、あるいはそういうものに類するようなもの、ここ何年も聞いたことがないです。町で誘致した青森スキー、今になれば、日本

でただ1か所スキー製作していると、このようにも聞きます。そういうような誘致企業が多々あったはずなのに、止めた企業もいっぱいあります。つくった当初、誘致した当初は若い人たちもいっぱい勤めていました。それが今何もないということでございますので、何とか、そういう企業誘致、やっぱり町長自ら歩くのあれでしたら担当課を常にあちこちに派遣する。私はここにいたとき、上司にそういうことを言ったことがあります。そのどぎは「にべ」もなく断られました。そういうこともあって今の現状なのかなと、こう思います。ですので、何とか町長自ら、あるいは三役自ら、企業誘致、若い人たちが残れるようなそういう企業の誘致にこれから遅いかも分かりませんが、そういうの一つ一つやっぱ積み重ねていかなければ、ここの地域には残る人がいない、こう思いますので、何とかお願いします。

それから先ほど町長は「私、聞いたことない、若い人云々の話聞いたことない」と言うけども、本当に行って、町長話するのは、どの人と話しちゅうんだか分かんないけども、私はお母さん方と話ししてました。どうぞお母さん方行って話をしてみてください。何とかお願いしたいなと、こう思います。

あとそれについては、町長何かありますか。ないすか。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、町長。

**町長（船橋茂久君）** 今、太田議員がどういうところでお話を伺っているのか、私知りません。私が聞いたのは、先般、漁協の漁業懇談会でありました。その中でそういう話は出なかったということでございます。

また、若い人が働く場所、これについては、過去の方々も一生懸命やられたということは十分理解できます。しかしながら、私も一生懸命やっているのであって、あなたが言うように、全く何もやってないということではない。非常に腹立たしい思いを思っております。

最近ちょっと体調があまりよくないので、多く歩けませんけれど、先般も国会に行って、県選出国會議員にいろいろ要望してまいりました。そうしたら皆さんが協力するという話をいただきましたので、これからも機会あるごとにそういうことで活動してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。（「はい」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、太田満則君。

**7番（太田満則君）** 政治は結果責任です。結果になってなければならぬ、こういうことになりますので、どうぞそうならないということを言われぬような施策の向上に努めていただきたいと思います、こう思います。よろしくお願いたします。

あとですね、今、ホタテのこともちょっと言っていたんですが、今朝、私、土屋のそれこそ漁港の前を通りました。そしたら、作業小屋に車が何台も止まってました。今の時期で言えば、ホタテの作業で言えば分散なのかな、あるいはその後なのかなと、こう思いますけれども、車が何台も止まってるつつうことは、ホタテが幾らか残っていて作業をしているのかな、こういう具合に思いました。是非このいい状況が続くようにとこう祈って、私の質問を終わります。

以上です。

**議長（船橋健人君）** 以上で7番、太田満則君の一般質問を打ち切ります。

続いて、5番、亀田弘徳君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、5番、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

**5番（亀田弘徳君）** おはようございます。亀田弘徳です。

一昨日、深夜11時15分、青森県で最大震度6強となる地震がありました。地震の規模はマグニ

チュード7.5と推定され、我が平内町でも5弱を観測いたしました。

昨日の議会冒頭で町から報告いただきましたが、その速やかな対応に感謝申し上げるとともに、この地震で被害に遭われた方々が一刻も早く日常に回復されますことを祈念申し上げます。

今回の地震では、防災科学技術研究所などが運用する日本海溝海底地震津波観測網、(通称)Sネットが効果を発揮しました。それに緊急地震速報、報道での呼びかけ、町では連動した防災無線での広報、町の速やかな初動があり、他国では大きな被害を被ってもおかしくないマグニチュード7.5の地震でも、被害は最小限に抑えられたのではないかと感じております。ハード、ソフト両面における設備などがしっかり整備され、それを生かすための制度、体制が整えられ、的確に運用されている。それが人々の安全と安心につながっている、そのように感じた次第です。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

私の今回の質問は2つのテーマがあります。

1つは、HPVワクチン接種について、もう一つは、子どもの学校への行きしぶりについてであります。

1つ目のHPVワクチン接種について質問いたします。

ヒトパピローマウイルス(HPV)は、性的接触のある女性であれば、半数以上の方が生涯で一度は感染するものとされており、子宮頸がんなど、多くの病気の発生に関わっております。

近年は若い女性の子宮頸がん罹患が増え、小学校6年から高校1年までの女子を対象に公費負担での定期接種が行われております。

HPVワクチンの有効性は、ワクチンの種類や接種回数にもよりますが、8割から9割にも上るとされ、接種を推奨し、接種率を高めることが非常に有効であります。

そこで1つ目の質問に移ります。

キャッチアップ接種のフォロー状況についてであります。

ワクチンの定期接種が中断していた間の1997年から2007年生まれの女性を対象としたキャッチアップ接種について、2025年3月末までに1回以上接種した人は、2026年3月末までに2回目、3回目の接種が公費で受けられます。そのキャッチアップ接種のフォロー状況を伺います。

まずは、現在までにキャッチアップ接種を1回以上受けて、残りの接種を残している方が何名いるかお伺いいたします。

続きまして、その方たちへの周知と勧奨方についてお伺いいたします。

2つ目は、ワクチン接種率向上への取組についてであります。

厚生労働省や診療情報データベースを基にしているワクチンJAPANの公表によると、16歳でのHPVワクチン累積初回接種率は、全国55.8%、青森県65.1%で、全国よりも高い状況となっております。

そこでお尋ねします。

平内町の16歳でのHPVワクチン累積初回接種率をお伺いいたします。

次に、町のワクチン接種率向上への取組についてお伺いいたします。

続いて、山形県の累積初回接種率というのが82.1%ありまして、これは全国1位で群を抜いております。山形県では、スーパーや飲食店、薬局など、人が集まるいわゆる生活動線に啓発ポスターなど情報を置くこと、それから、産婦人科医会が中心となって、学校現場での講話や教材づくりと、その提供など、学校と専門家の長期連携を行って、高い接種率を実現したということです。

町でも、山形県のような生活動線に情報を置いて、学校での繰り返しの啓発周知を行い、接種率の向上に取り組んでいただきたいと思います。町の考えをお伺いいたします。

3つ目です。

HPVワクチン接種の男子への費用助成についてであります。

厚生労働省は、最も予防効果が高いとされる9価ワクチンについて、本年8月に対象を女性だけでなく、9歳以上の男性にも広げることが承認いたしました。男性も接種し、接種率を向上させることで、集団免疫効果が期待できるものであります。小学校6年から高校1年生までの男子を対象としたHPVワクチン接種の費用を助成することについて、町の考えをお伺いいたします。

2つ目のテーマの質問に移ります。

子どもの学校への行きしぶりについてであります。

長期の休み明け、特に夏休み明けは生活リズムが乱れ、宿題が遅れたり、人間関係の悩みなどから不登校につながるケースも少なくありません。

また、学校の夏休み明けに、子どもの自殺者が多くなる傾向が指摘されております。文部科学省が不登校経験のある子どもを対象とした調査によれば、4月や9月などの学期初めに不登校が増える傾向があります。これらに対して、24時間子供SOSダイヤルやチャイルドラインなど、子どもの気持ちを受け止める窓口や、校内教育支援センター、スクールカウンセラーの配置など、子どもの気持ちに寄り添う体制を整備しております。

青森市では、児童、生徒の心身の負担軽減につなげるため、公立小中学校で今年の夏休み明け5日間を、原則午前授業とした全国初の取組「ゆるやかスタート・ウィーク」（ゆるスタ）というものを行いました。これは本年6月24日、民放の夕方のニュースでこの青森市の取組が紹介されておりました。私はこれは非常に面白い取組だと思ひまして、その結果がどうなるか注視しておりました。

これについて、先日、アンケートの結果が公表され、児童、生徒の93%、教職員の95%、保護者の79%の方から、夏休みからの気持ちの切替えに効果があった。どちらかと言えば効果があったという回答が寄せられました。

青森市の取組は、不登校となる前に子どもの気持ちに寄り添って、長期休み明けの子どもたちの気持ちをふだんの学校生活へ最着陸させる予防を兼ねたよい取組だと考えております。

青森県でも2024年度に、県内の公立小学校で30日以上欠席した不登校児童が前年度から97人増え、981人となって、記録が残る1998年以降最多となっております。

こうした状況から見ると、新しい視点、評価軸でのこの取組は是非取り入れるべきと考えます。

平内町でも、このような長期休み明けの子どもたちの気持ちに寄り添いながらふだんの学校生活へ再着陸させる取組ができないか町の考えをお伺いいたします。

壇上からの質問は以上です。（「はい、議長」の声あり）

**議長（船橋健人君）** はい、町長。

**町長（船橋茂久君）** それでは、亀田弘徳議員の御質問にお答えをいたします。

第1点目のHPVワクチン接種についての1つ目、キャッチアップ接種のフォロー状況についてですが、議員御承知のように、平成9年度から平成19年度生まれの女性の方が対象となるキャッチアップ接種は、公費で受けられる期間が1年延長され、令和8年3月末までとなっております。

現在までにキャッチアップ接種を1回以上受けて、残りの接種を残している人は何名かについてですが、10月末現在で10名であります。

また、その方たちへの周知・勧奨についてであります、その方々への接種完了に向けて個別通知をしたところです。

次に、2つ目、ワクチン接種率向上への取組についての16歳でのHPVワクチンの累積初回接種率ですが、この「ワクチンJAPAN」の数値は推計値であり、当方で算出方法を把握できないことから、こちらで県へ報告している数値となりますが、令和6年度末で51.4%となっております。

また、町のワクチン接種率向上への取組についてですが、個別に勧奨及び再勧奨通知を行っているほか、ホームページでのお知らせもしているところでございます。

なお、生活動線に情報を置き、学校での繰り返しの啓発・周知を行ってほしいについての町の考えであります、まずは、子どもたちも多く利用する町の公共施設を中心に、ポスターを掲示し、情報を提供したいと考えております。

また、学校での啓発・周知とのことですが、昨年、平内中学校で行った思春期教室において、産婦人科の先生がワクチン接種の大切さについてお話ししたこともございます。今後もこのような講演の機会がありましたら、テーマとして検討していきたいと思っております。

さらには、毎年、健康増進課だよりを小学校5・6年、中学2年生の児童、生徒向けに発行しております。その中にも情報を盛り込んでいきたいと考えておるところでございます。

次に、3つ目、HPVワクチン接種の男子への費用助成についてであります、国においてもまだ定期接種としている状況ではないことから、今後の国・県・他市町村の動向も注視しながら考えてまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、町民の健康を守るという観点からも、接種勧奨については今後も適宜適切に対応してまいりたいと思っております。

次に、第2点目、子どもの学校への行きしぶりについてであります、議員御指摘のとおり、新学期が始まると学校に行きづらくなる子どもが増える傾向にあり、また、長期休業明けの前後において自殺者が増加する傾向にあることから、教育委員会としても学校において長期休業明けの児童、生徒の様子をよく見守るよう指示してきたところでございます。

青森市では、夏休み明け5日間を原則午前授業とし、教職員についても定時退校とすることによって、児童、生徒の心身の負担軽減と教員の働き方改革に一定の効果を上げているようでございます。

一方で、授業時数の確保や保護者の負担への配慮などは課題として挙げられております。特に授業時数の確保については、5日間午前授業にすることによって、例えば長期休業期間中に出勤日を設けるなどの措置が必要となることなどが考えられることから、今後、校長会などと連携しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長（船橋健人君）** 私のほうから皆様にお諮りしたいと思います。

今、チャイムが鳴りまして、昼の時間になりましたけども、このまま会議を続行したいと思いますけども、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（船橋健人君）** 異議ないようですので、このまま会議を続行いたします。

それでは、5番亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

**5番（亀田弘徳君）** まずは、HPVワクチンのフォローアップで、現在10名がフォローアップ中だということで、何とかこの10名の方にはこのまま来年度3月末までに全て回数分のワクチンを打っていただければと思います。

また、そのために個別に通知されたということで、感謝いたします。

HPVワクチンの子どもたちへの周知活動について、山形県とは少し違うけれども、子どもたちが多く利用する施設にポスターを掲示したり、健康増進課だよりへの情報の盛り込みをやっていただけるといことで、これも今後やっていただくことを期待したいと思います。

中学生への産婦人科のお医者さんの講話とかもこれも今後も毎年ということではないにしろ、期間を空けてでも、大体その子たちが高校1年になるまでの間に、1回はそのお話を受けられるように努めていただければ助かります。

この講話の計画について、実際どの程度やっていただけるのかお伺いしてもよろしいでしょうか。

(「はい、議長」の声あり)

**議長(船橋健人君)** はい、健康増進課長。(「はい」の声あり)

**健康増進課長(大水 要君)** ただいまの御質問にお答えいたします。

これは中学校において思春期教室で行っているものでございます。今回、講演したのはテーマが「大事にしてほしい自分の心と体」ということでお願いしておりました。この思春期教室は学校のほうから今回はこういうテーマでお願いしたいとかっていう要望を受けながら、私どものほうで講師とかを選定して、お願いしているものでございます。今後も学校とも相談をしながらテーマ決めていく際には、こういう形もありますよというようなことでお話し合いをしていきながらやっていきたいと思っております。

以上です。(「はい」の声あり)

**議長(船橋健人君)** はい、亀田弘徳君。

**5 番(亀田弘徳君)** HPVワクチンの男子への助成のほうにつきましては、ほかの自治体や国などの動きを見て適切にやっていくということでありました。是非ともやっていただきたいと申し上げますのは、男性、女性のほうは子宮頸がんとかダメージ受けるんですけども、男性のほうってのはあまり自覚もなくて、キャリアとなって、女性のほうを逆に傷つけてしまう可能性がある、これをやっぱりなるだけ減らす、潰していくためには、やっぱり男子のほうにもこのワクチンを接種してもらって、そもそもの感染率そのものを大きく下げることがあると考えまして質問させていただきました。これを是非適切にほかの自治体でも何か動きがありましたら、速やかに対応いただければと思います。ともかく私、壇上で質問したときの冒頭でちょっとお話し申し上げましたのにもつながるんですけども、ハード・ソフト両面においていろんな設備とか、物がしっかり整理されている中で、それを制度として生かして体制として整えて、それを皆様のほうで、行政のほうで的確に運用することで、人々の安全と安心が実現すると考えておりますので、何とかこのまま進めていっていただきたいと思っております。

続きまして、児童、生徒の青森の「ゆるスタ」みたいなこと平内でできないかということに對しまして、現在、児童、生徒の心身の負担軽減のために、休み明け先生のほうでよくその様子を見ているということでありましたけれども、そういったことを何か形に残るといのか、後で確認できるような体制っていうのは何かありますでしょうか。(「はい、議長」の声あり)

**議長(船橋健人君)** はい、教育長。

**教育長(渡辺伸一君)** お答えします。

こういう対応があった場合は、全部記録に残して教員で共有している状況でございます。

以上です。(「はい」の声あり)

**議長(船橋健人君)** はい、亀田弘徳君。(「はい」の声あり)

5 番（亀田弘徳君）いろいろ情報制限もあると思いますので、詳しくは聞くことはないんですけども、そういった記録の中で何か対応するといったことは、今年度、前年度とかありましたでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、教育長。

教育長（渡辺伸一君）お答えします。

家庭と学校をつなぐっていう意味で、具体的には申せないんですけども、春から学校に行けない子がいました。ただ、家に近い図書館になら行くことができるよということもありまして、管内の学校全て校内教育支援センター設置しておりますので、その中の教員免許を所持している会計年度任用職員、こちらが可能な限り図書館に行って、勉強を教えて、進み次第、ちょっと学校に顔を出したらということ、そういう体制も取っております。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

5 番（亀田弘徳君）青森市がやっている「ゆるやかスタート・ウィーク」だと5日間やってるんですけども、これ3日とかぐらいにして、潰れた分の授業日数をどこかの長期休みちょっと削る感じで、対応することできないものかなと考えております。と言いますのは最初の壇上で言ったとおり、これ非常に取組としてはその視点が新しいものだなと考えておりますので、そこをちょっと御検討いただきたいんですけども、どうでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、教育長。

教育長（渡辺伸一君）お答えします。

壇上での質問にもありましたとおり、効果がある、これ導入前からでも恐らくそうなんだろうなということは推察されます。町長答弁の中にもありましたとおり、授業時数の確保、保護者の負担、この部分、やっぱり青森市と平内町、保護者の就業構造が違う、地理的条件も違う、放課後の受け入れ体制も違う、こういう部分がちょっと問題があって、全て効果があるっていうふうに至らないのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、効果はあるんだろうなことは推察されますので、教育委員会で決めるのではなく、校長会とか、保護者の皆さんの御意見を伺いながら導入できるものであれば導入していきたいと、このように考えております。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

5 番（亀田弘徳君）なかなか難しいハードルが何点かあるということで、すぐすぐの実現ではないにしろ、その環境が整ったら検討いただけるというふうに理解させていただきたいと思います。

いずれにしても、こちらのテーマについても、やっぱりこうした子どもたちの安全、安心につながるような制度や体制を整えて、的確に運用する形で、子どもたちがしっかり成長していけるような流れをつくっていただければと思います。

ということで質問を終わらせていただきます。

議長（船橋健人君）以上で5番、亀田弘徳君の一般質問を打ち切ります。

ここで、昼食のため、暫時休憩いたします。

会議は午後1時30分から開きます。

先ほど私、昼になって続行すると話しましたが、次の案件も残っておりますので、申し訳ございませんが暫時休憩し、午後1時30分から会議を開きます。

午後0時15分 休憩

午後1時29分 再開

議長（船橋健人君）休憩を取り消し、会議を再開します。

---

◇

## 日程第2、質疑

議長（船橋健人君）日程第2、報告第23号及び議案第67号から議案第83号までの以上18件を一括して議題とします。質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。

---

◇

## 日程第3、議案付託

議長（船橋健人君）日程第3、議案の付託を行います。

お諮りします。

報告第23号及び議案第67号から議案第72号まで並びに議案第80号、議案第81号の各案件はお手元に配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって、以上の各案件については、議案付託表のとおり各常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

明日11日は各常任委員会開会のため休会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって、明日11日は休会とすることに決定しました。

来る12月12日は午前10時より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

どうも御苦労さまでした。

（午後1時31分 散会）

本日の会議に付した事件

- 日程第 1、総務福祉・経済文教常任委員会報告
- 日程第 2、議案第73号 平内町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案
- 日程第 3、議案第74号 平内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案
- 日程第 4、議案第75号 平内町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例案
- 日程第 5、議案第76号 平内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 6、議案第77号 平内町教育委員会教育長の給料等及びその支給方法条例の一部を改正する条例案
- 日程第 7、議案第78号 平内町病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8、議案第79号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9、議案第82号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第10、議案第83号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について

出席議員 12名

議 長 船 橋 健 人君	副議長 木 村 良 一君	1 番 船 橋 侑 雅君
2 番 荒 内 護君	3 番 内 海 伸君	4 番 田 中 大君
5 番 亀 田 弘 徳君	6 番 田 中 茂 勝君	7 番 太 田 満 則君
8 番 倉 内 清 一君	9 番 畑 井 勝 廣君	10番 田 中 光 弘君

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者職氏名

町 長 船 橋 茂 久君	副 町 長 山 田 光 昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 田 中 正 美君	総務課指導監 金 津 良 紀君
企画政策課長 塩 越 信 子君	税 務 課 長 柴 田 正 一君
町 民 課 長 千代谷 文 徳君	福祉介護課長 竹 達 暁 教君
福祉介護課指導監 須 藤 昌 毅君	健康増進課長 大 水 要君
健康増進課指導監 森 山 実 希君	農政課長・農業委員会事務局長 垂 井 智 也君
水産商工観光課長 畑 井 幸 治君	地域整備課長 三津谷 博君
地域整備課上下水道管理室長 近 藤 吏君	会 計 管 理 者 工 藤 英 仁君
平内中央病院事務局長 小 形 正 樹君	平内消防署長 川 村 徳 仁君
教 育 長 渡 辺 伸 一君	学校教育課長 須 藤 鉄 博君
生涯学習課長 小 林 正 人君	

## 事務局出席者職氏名

議会事務局長 船橋 寿 事務局副指導監 石岡 むつき

---

振鈴（午前10時00分 開会）

議長（船橋健人君）皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、携帯電話、スマートホンお持ちの方は音の出ないように御配慮お願いいたします。ただいまから、本日の会議を開きます。

出席議員が12人でありますので会議は、成立します。

本日の会議は、議事日程表第4号により進めます。

---

### 日程第1、総務福祉・経済文教常任委員会報告

議長（船橋健人君）日程第1、総務福祉・経済文教の各常任委員会から、付託案件の審査報告書が提出されました。

会議規則第37条の規定により、「報告第23号」及び「議案第67号」から「議案第72号」まで、並びに「議案第80号」、「議案第81号」の以上9件を一括して議題とします。

はじめに、総務福祉常任委員長の報告を求めます。（「はい、議長」の声あり）6番、田中茂勝君。

（「はい」の声あり）

総務福祉常任委員長（田中茂勝君）総務福祉常任委員会の、議案審査の、報告をいたします。

当委員会に付託されました、「議案第67号 令和7年度平内町一般会計補正予算案のうち所管部分」、「議案第68号 令和7年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」、「議案第72号 令和7年度平内町介護保険特別会計補正予算案」、「議案第80号 新たに生じた土地の確認について」、「議案第81号 新たに生じた土地の字名について」以上5件について、12月11日、審査会を開き、慎重審査の結果、いずれも「可決すべきもの」、と決定しましたので報告いたします。

議長（船橋健人君）ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。

続いて、経済文教常任委員長の報告を求めます。（「はい、議長」の声あり）5番、亀田弘徳君。

（「はい」の声あり）

経済文教常任委員長（亀田弘徳君）経済文教常任委員会の、議案審査の、報告をいたします。

当委員会に付託されました、「報告第23号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和7年度平内町一般会計補正予算〕」、「議案第67号 令和7年度平内町一般会計補正予算案のうち所管部分」、「議案第69号 令和7年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案」、「議案第70号 令和7年度平内町水道事業会計補正予算案」、「議案第71号 令和7年度平内町下水道事業会計補正予算案」以上5件について、12月11日、審査会を開き、慎重審査の結果、報告については「承認すべきもの」、議案については、いずれも「可決すべきもの」、と決定いたしましたので報告いたします。

議長（船橋健人君）ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。

これより「報告第23号」及び「議案第67号」から「議案第72号」まで、並びに「議案第80号」、「議案第81号」の以上9件を一括して裁決します。

お諮りします。付託案件に対する委員長報告は、報告は「承認すべきもの」、議案はいずれも「可決すべきもの」であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって、「報告第23号」及び「議案第67号」から「議案第72号」まで、並びに「議案第80号」、「議案第81号」の各案件は、報告は「承認」、議案は「可決」と決定しました。

---

◇

**日程第2、議案第73号 平内町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案**

議長（船橋健人君）日程第2、「議案第73号 平内町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案」を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、福祉介護課長。

福祉介護課長（竹達暁教君）（「議案第73号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第73号 平内町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第73号」は「可決」されました。

---

◇

**日程第3、議案第74号 平内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案**

議長（船橋健人君）日程第3、「議案第74号 平内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、福祉介護課長。

福祉介護課長（竹達暁教君）（「議案第74号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第74号 平内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第74号」は「可決」されました。



議長（船橋健人君）日程第4、「議案第75号 平内町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例案」から日程第8、「議案第79号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」までの5議案は、関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題とし、説明・質疑を行い、討論・採決については、議案ごとに行いたいと思いますが、これに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

よって日程第4、「議案第75号」から日程第8、「議案第79号」までの5件は、一括して議題とし、質疑までを行い、討論・採決については、議案ごとに行うことに決定しました。

これより日程第4、「議案第75号」から日程第8、「議案第79号」までの以上5件について提出者の説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（田中正美君）（「議案第75号」から「議案第79号」まで説明した。）

議長（船橋健人君）ただいまの「議案第75号」から「議案第79号」までの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。

これより「議案第75号 平内町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例案」の討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第75号 平内町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第75号」は「可決」されました。



議長（船橋健人君）次に、「議案第76号 平内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」の討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第76号 平内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第76号」は「可決」されました。



議長（船橋健人君）続いて、日程第6、「議案第77号 平内町教育委員会教育長の給料等及びその支給方法条例の一部を改正する条例案」の討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第77号 平内町教育委員会教育長の給料等及びその支給方法条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第77号」は「可決」されました。



議長（船橋健人君）これより日程第7、「議案第78号 平内町病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例案」の討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第78号 平内町病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第78号」は「可決」されました。



議長（船橋健人君）続いて、日程第8、「議案第79号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」の討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第79号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第79号」は「可決」されました。



議長（船橋健人君）日程第9、「議案第82号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について」及び日程第10、「議案第83号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について」の2議案は、関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題とし、説明・質疑を行い、討論・採決については、議案ごとに行いたいと思います。これに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって日程第9、「議案第82号」及び日程第10、「議案第83号」の2件は、一括で議題とし、質疑までを行い、討論・採決については、議案ごとに行うことに決定しました。

これより日程第9、「議案第82号」及び日程第10、「議案第83号」の以上2件について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（田中正美君）（「議案第82号」、「議案第83号」を説明した。）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。

これより日程第9、「議案第82号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について」の討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第82号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第82号」は「可決」されました。



議長（船橋健人君）続いて、日程第10、「議案第83号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について」の討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第83号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第83号」は「可決」されました。



議長（船橋健人君）総務福祉、経済文教の各常任委員会から、閉会中の所管事務調査について、議員各位に配布してありますとおり「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。各委員長申し出のとおり閉会中に継続調査を行うことに決することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって、総務福祉、経済文教の各常任委員会の所管事務調査は、申し出のとおり閉会中に実施することに決定しました。

議会運営委員会から、次期定例会及び臨時会の会期日程等、議会運営に関する事項等について、議員各位に配布してありますとおり「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。委員長申し出のとおり、閉会中に継続調査を行うことと決することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議 長**(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の議会運営に関する事項等は、申し出のとおり閉会中に調査することに決定しました。



**議 長**(船橋健人君) 以上で今定例会の全日程が終了しました。

閉会にあたり町長より御挨拶があります。(「はい、議長」の声あり) はい、町長。

**町 長**(船橋茂久君) 閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

去る12月8日開会いたしました本定例会では、本年度の各会計補正予算案をはじめ、条例の改正案など、併せて18件提案しておりましたが、本日、全案件とも、御承認、御議決いただき、誠にありがとうございました。

全ての日程が順調に推移し、本日無事終了することができました。これも偏に、議員各位の御協力の賜であると厚く御礼申し上げます。

また、一般質問あるいは各常任委員会等、本会議中にいただきました皆様方の御意見等を参考に、今後とも私をはじめ、職員一同、予算執行並びに事務事業の推進に当たりましては、遺漏のないように万全を期して参りたいと考えておりますので、議員各位には、これまで以上の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

**議 長**(船橋健人君) これをもちまして、令和7年第4回平内町議会定例会を閉会します。

御協力ありがとうございました。

(午前10時24分 閉 会)

地方自治法第123条第2号の規定により、ここに署名する。

平内町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員